

平成 30 年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成 29 年度速報値

平成 31 年 3 月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

目 次

I. 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査期間	1
3. 調査実施機関	1
4. 調査項目	1
II. 調査方法	2
1. アンケート調査による基本データの収集	3
1-1 調査対象	3
1-2 アンケート調査の調査票	4
2. 産業廃棄物排出量の推計	5
2-1 業種区分変更	7
2-2 中分類への按分方法	7
2-3 産業廃棄物排出量の年度補正方法	9
2-4 原単位法による推定方法	11
2-5 動物のふん尿の排出量の算出方法	13
2-6 動物の死体の排出量の算出方法	14
2-7 下水汚泥の排出量の算出方法	14
3. 産業廃棄物処理状況の推計	16
3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法	16
3-2 上水汚泥の処理量の算出方法	19
3-3 下水汚泥の処理量の算出方法	19
3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法	20
III. 調査結果	22
1. アンケート調査結果	22
2. 産業廃棄物排出量の推計結果	23
3. 産業廃棄物処理量の推計結果	33
3-1 産業廃棄物の処理状況	33
3-2 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量	36

IV. まとめ	42
1. 産業廃棄物排出量の変化	42
1-1 産業廃棄物の業種別排出量	43
1-2 産業廃棄物の種類別排出量	44
1-3 産業廃棄物の地域別排出量	45
2. 産業廃棄物の処理状況の変化	46
2-1 直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移	46
2-2 再生利用量、減量化量、最終処分量の推移	47

資 料 編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領	49
II. 活動量指標	65
III. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料	69
IV. 下水汚泥資料	73
V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー	75

I. 調査概要

1. 調査目的

産業廃棄物問題の解決に向けて、行政施策の積極的な推進や、排出事業者の迅速かつ適正な対応が社会的に広く求められているところである。しかし今日、社会情勢の変化や技術の進歩といった産業廃棄物を取り巻く状況は著しい変化を続けており、行政施策の推進にあたっては、産業廃棄物の排出及び処理実態の正確な把握が必要不可欠である。

こうしたことから、本調査は、産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。なお、本調査は昭和 50 年度から 5 年ごとに、また、平成 2 年度から毎年実施されているものである。

2. 調査期間

自 平成 30 年 6 月
至 平成 31 年 3 月

3. 調査実施機関

本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、株式会社シオ政策経営研究所が、環境省の請負業務として実施した。

4. 調査項目

(1) 産業廃棄物排出量

本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、株式会社シオ政策経営研究所が、環境省の請負業務として実施した。

(2) 産業廃棄物処理状況

平成 29 年度における産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査・推計し、種類別に産業廃棄物処理状況を推計した。

II. 調査方法

本調査は統計法に基づく一般統計調査として行った。調査方法は図－II・1のフローに従って、次の（１）（２）（３）の手順で行った。

（１） 基本データの収集

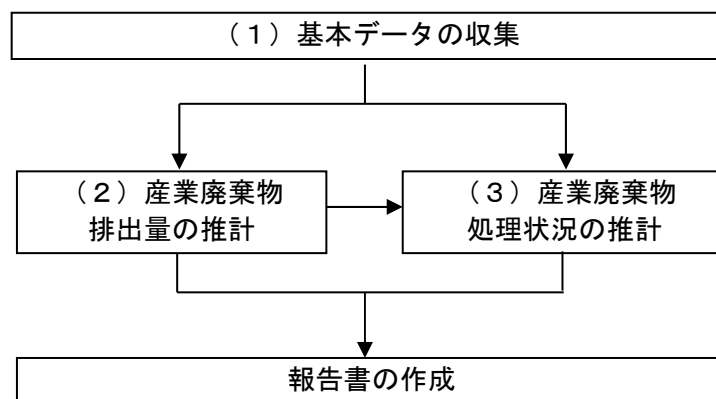
47 都道府県を対象としたアンケートによる産業廃棄物の排出状況・処理状況調査を実施し、実態データ並びに動物のふん尿の推計方法に関するデータを収集した。また、統計等を用い、動物のふん尿、動物の死体、上下水汚泥に関するデータを収集した。

（２） 産業廃棄物排出量の推計

47 都道府県の排出状況データより、平成 29 年度の排出量を推計した。都道府県によっては一部未調査業種等があり、原単位法等により補完した。

（３） 産業廃棄物処理状況の推計

47 都道府県の処理状況データ及び排出量の推計値を用いて、平成 29 年度の処理状況を推計した。



図－II・1 調査方法のフロー

1. アンケート調査による基本データの収集

自治体が把握している各都道府県の産業廃棄物排出・処理状況を、アンケート調査により収集し、それらを平成29年度の全国の産業廃棄物の排出量及び処理量等を推計するための基本データとした。アンケート調査は、47都道府県の産業廃棄物行政主管部署を対象として行った。

1-1 調査対象

(1) 調査対象業種

「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）／総務省」及び「日本標準産業分類（平成19年11月改訂）／総務省」（以下、新産業分類）をもとに抽出した、産業廃棄物の排出が想定される大分類18業種を調査の対象とした。金融・保険業など一部の業種は調査の対象としなかった。

表Ⅱ・1 調査対象業種

No.	大分類	産業分類	コード	No.	大分類	産業分類	コード	
		農業、林業大分類	A			情報通信業大分類	G	
1	農業、林業	耕種農業	A011	38	情報通信業	通信業	G37	
2		畜産農業	A012	39		放送業	G38	
3		林業	A02	40		情報サービス業	G39	
4		上記以外の農業、林業		41		インターネット付随サービス業	G40	
		漁業大分類	B	42		映像・音声・文字情報制作業	G41	
5	漁業	漁業	B03		運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類	H	
6		水産養殖業	B04	43		鉄道業	H42	
7	鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C	44		道路旅客運送業	H43	
8	建設業	建設業	D	45		道路貨物運送業	H44	
		製造業大分類	E	46		上記以外の運輸業、郵便業		
9	製造業	食料品製造業	E09		卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I	
10		飲料・たばこ・飼料製造業	E10	47		各種商品卸売業	I50	
11		繊維工業	E11	48		木材・竹材卸売業	I5311	
12		木材・木製品製造業	E12	49		各種商品小売業	I56	
13		家具・装備品製造業	E13	50		自動車小売業	I591	
14		パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	51		機械器具小売業	I593	
15		印刷・同関連業	E15	52		家具・建具・畳小売業	I601	
16		化学工業	E16	53		じゅう器小売業	I602	
17		石油製品・石炭製品製造業	E17	54		燃料小売業	I605	
18		プラスチック製品製造業	E18	55		上記以外の卸売業、小売業		
19		ゴム製品製造業	E19			不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K
20		なめし革・同製品・毛皮製造業	E20	56			物品賃貸業	K70
21		窯業・土石製品製造業	E21			学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L
22		鉄鋼業	E22	57			学術・開発研究機関	L71
23	非鉄金属製造業	E23	58	写真業	L746			
24	金属製品製造業	E24		宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類	M		
25	はん用機械器具製造業	E25	59		飲食店	M76		
26	生産用機械器具製造業	E26	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業				
27	業務用機械器具製造業	E27		生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N		
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	61		洗濯業	N781		
29	電気機械器具製造業	E29	62	教育、学習支援業大分類	教育、学習支援業	O		
30	情報通信機械器具製造業	E30			医療、福祉大分類	P		
31	輸送用機械器具製造業	E31	63	医療、福祉	医療業	P83		
32	その他の製造業	E32	64		上記以外の医療、福祉			
		電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F	65	教育、学習支援業	複合サービス事業	Q	
33	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	F33			サービス業大分類	R	
34		ガス業	F34	66	自動車整備業	R891		
35		熱供給業	F35	67	と畜場	R952		
36		上水道業	F361	68	上記以外のサービス業			
37		下水道業	F363	69	公務	S		

なお、産業廃棄物排出・処理状況の把握に「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）／総務庁」以前の日本標準産業分類（以下、旧産業分類）を用いている自治体については、旧産業分類により想定される大分類16業種を調査の対象とした。

（２） 調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に規定する産業廃棄物19種類を調査の対象とした。

表－Ⅱ・２ 調査対象廃棄物

廃棄物名	廃棄物名	廃棄物名
燃え殻	木くず	鋳さい
汚泥	繊維くず	がれき類
廃油	動植物性残さ	うち石綿含有
廃酸	動物系固形不要物	動物のふん尿
廃アルカリ	ゴムくず	動物の死体
廃プラスチック類	金属くず	ばいじん
うち石綿含有	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
紙くず	うち石綿含有	

1－2 アンケート調査の調査票

アンケート調査では、表－Ⅱ・３に示す3種類の調査票及び記入要領を1組として、各都道府県に配布した。記入要領及び調査票は巻末の資料編に掲載した。

表－Ⅱ・３ 調査票の構成

No.	調査票名	内容	枚数
1	実態調査状況票	各都道府県で実施した既往の産業廃棄物実態調査の内容及び、今後の調査予定を調査するためのもの	4枚
2	業種別・種類別産業廃棄物排出量調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業種別廃棄物種類別の年間排出量を調査するためのもの	2枚
3	種類別産業廃棄物処理状況調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理・最終処分・再生利用状況を調査するためのもの	2枚
合 計			8枚

2. 産業廃棄物排出量の推計

産業廃棄物排出量の推計方法を図－Ⅱ・2に示す。排出量の推計は産業廃棄物の種類ごとに、都道府県別及び業種別に行った。

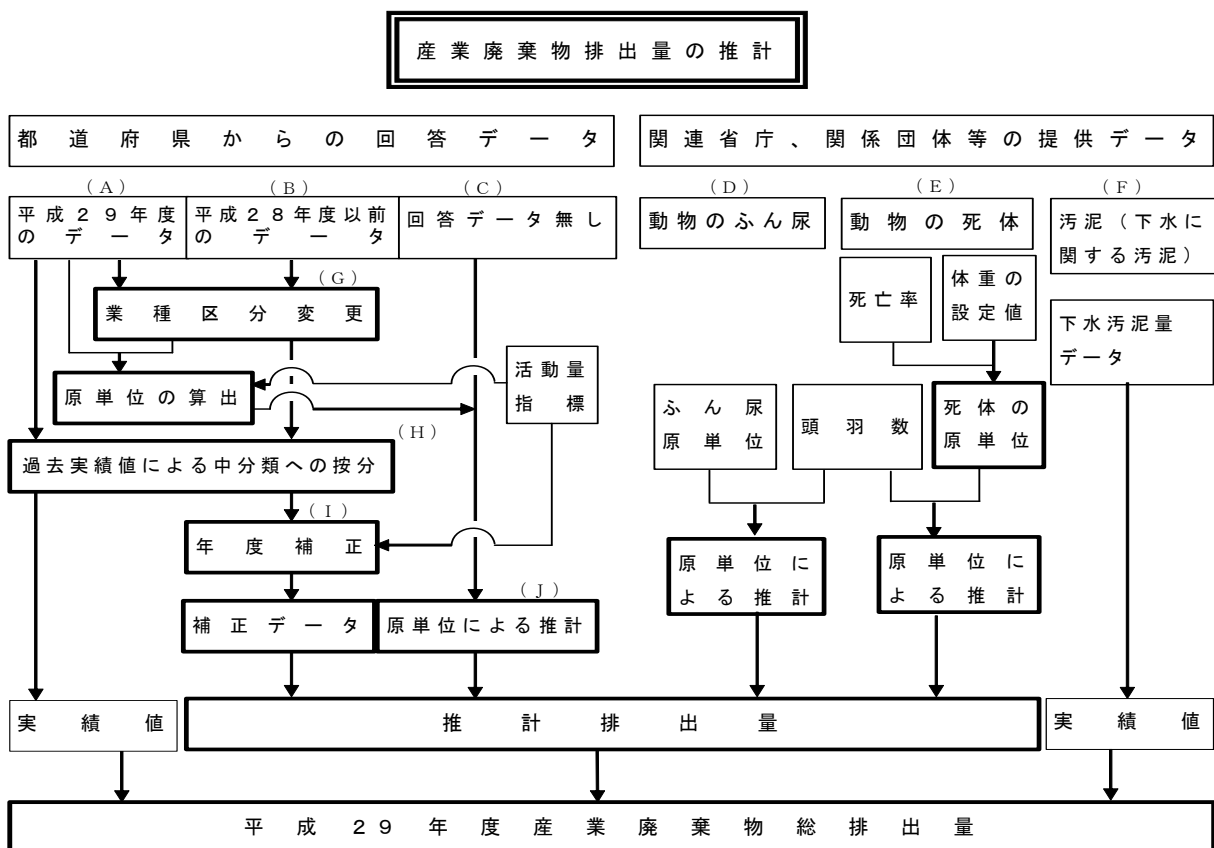
なお、平成23年度以前の推計方法（図－Ⅱ・3）では、一部の中分類別排出量の推計が欠落するため、平成24年度より推計方法の見直しを行った。そのため、過年度調査の推計結果とデータの連続していないことに留意する必要がある。

推計は、原則として各都道府県からの回答データを用いた。ただし、動物のふん尿、動物の死体、下水汚泥については関連省庁、関連団体等の提供データを用いた。

都道府県回答による推計は、平成29年度データの場合（図－Ⅱ・2中のA）はそのまま、都道府県からの回答データが業種大分類の小計のみである場合は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行った。平成28年度以前のデータしかない場合（B）は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行ったうえで年度補正（I）を行った。さらに、過去の回答データも無い場合（C）は原単位法を用いて推計を行った（J）。

なお、旧産業分類に準拠している場合等があり、フォーマットを整合させるために、業種区分変更（G）といった処理を行った。

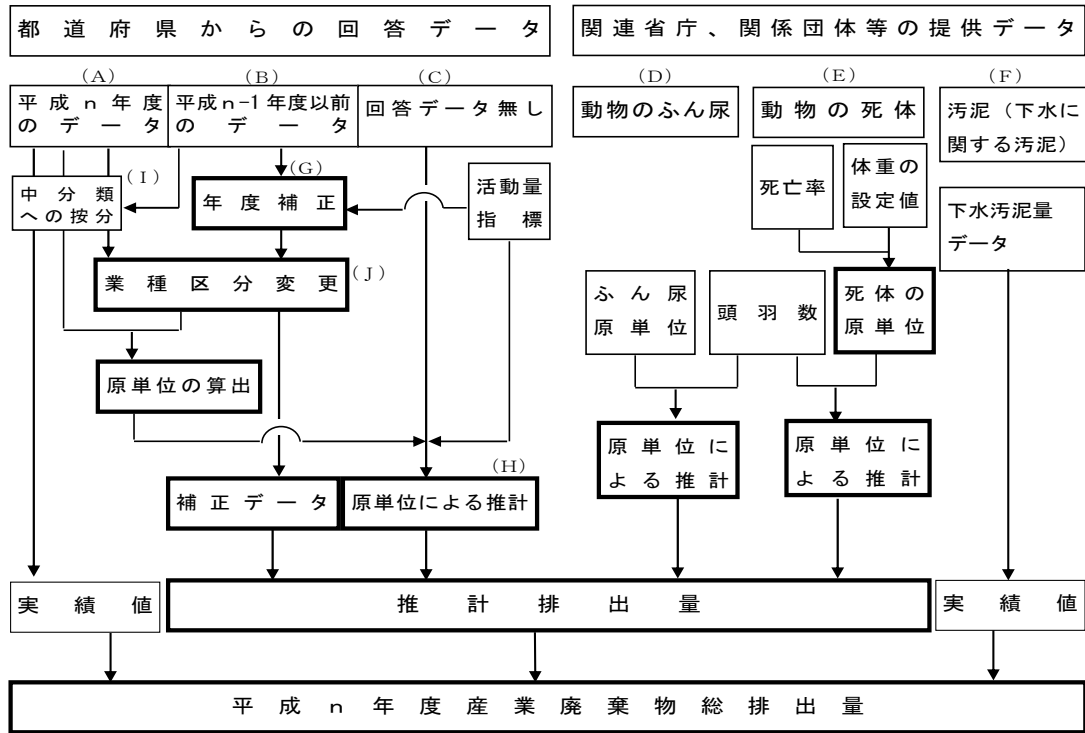
動物のふん尿（D）、動物の死体（E）及び下水汚泥（F）の各品目は、関係省庁ないし関係団体等より別途データの提供を受けて推計を行った。



□ は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・2 産業廃棄物排出量の推計方法

産業廃棄物排出量の推計



□ は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・３ 平成23年度以前の産業廃棄物排出量の推計方法

2-1 業種区分変更

本調査では、新産業分類に基づく業種区分での産業廃棄物排出量を推計した。しかし、都道府県からの回答には旧産業分類で記載されているものもあることから、データの変換を行った。その方法は平成22年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の2-3のとおりである。

2-2 中分類への按分方法

都道府県からの回答において、調査対象業種が中分類あるいは小分類、細分類（以下、「中分類」）で設定されているにもかかわらず、大分類のみの排出量しか得られなかった場合は、中分類の排出量を按分により推計し、当該都道府県の平成29年度の排出量とした。

(1) 都道府県からの回答により過去の中分類の排出量が既知である場合

都道府県からの直近年度の回答により過去の中分類の排出量が既知である場合は、今年度の中分類排出量も当該数値に比例するものと想定して、図-Ⅱ・4に示すとおり大分類回答を按分した。

平成29年度(今回)の回答値

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚泥	廃油	...
農林業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業				
	畜産農業				
	林業大分類				
	上記以外の農業				
製造業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業				
	飲料・たばこ・飼料製造業				
	...				

直近の調査年度の排出量

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚泥	廃油	...
農林業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製造業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	...	##	##	##	##

大分類の排出量

×

直近の調査年度の当該中分類の排出量

直近の調査年度の当該大分類の排出量

=

中分類の排出量

平成29年度(今回)の推計値

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚泥	廃油	...
農林業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製造業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	...	##	##	##	##

図-Ⅱ・4 直近の調査年度の排出量による按分

(2) 過去の中分類の排出量が不明な場合

都道府県からの回答から過去の中分類の排出量が不明な場合は、平成 28 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果から得られる全国平均の構成比を用いて、図－Ⅱ・5 に示すとおり大分類回答を按分した。

なお、平成 28 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果においても中分類の排出量が不明な場合は、大分類回答のみを排出量として計上した。

平成 29 年度(今回)の回答値

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚泥	廃油	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業				
	畜産農業				
	林業大分類				
	上記以外の農業				
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業				
	飲料・たばこ・飼料製造業				
	…				

平成 28 年度推計排出量結果

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚泥	廃油	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

平成 29 年度(今回)の推計値

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚泥	廃油	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

$$\frac{\text{大分類の排出量} \times \text{当該中分類の全国排出量合計値}}{\text{当該大分類の全国排出量合計値}} = \text{中分類の排出量}$$
 ※ 中分類の回答のあったデータのみを合計

図－Ⅱ・5 全国平均の構成比による按分

2-3 産業廃棄物排出量の年度補正方法

(1) 年度補正方法

平成29年度の産業廃棄物排出量調査を実施していない都道府県については、平成28年度以前に回答があった利用可能な産業廃棄物排出量データに、活動量指標を用いて年度補正を行い、平成29年度の産業廃棄物排出量(年度補正排出量)を推定した。

[年度補正計算式]

$$\text{① 年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成29年度の活動量指標}}{\text{調査年度の活動量指標}}$$

補正に用いた業種ごとの活動量指標を表-Ⅱ・4に示す。

なお、活動量指標に金額(製造品出荷額等、元請完成工事高)を用いている場合には、以下のように年度補正に加えて表-Ⅱ・5に示すデフレーターによる物価補正も行った。

$$\text{② 年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成29年度の活動量指標} \div \text{平成29年度のデフレーター}}{\text{調査年度の活動量指標} \div \text{調査年度のデフレーター}}$$

表-Ⅱ・4 業種ごとの活動量指標の種類及び出典

業種	活動量指標の種類	単位	出典	出典年度次	
農業	耕種農業	施設面積(ハウス面積、ガラス室面積)	a	世界農林業センサス	平成21年度 平成26年度
	畜産農業	家畜数(乳用牛、肉用牛、豚、鶏)	頭羽	畜産統計	平成29年度
林業、漁業、鉱業	従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度	
建設業	元請完成工事高	百万円	建設工事施工統計調査報告	平成21年度 ～平成28年度	
製造業	製造品出荷額等	百万円	工業統計	平成21年度 ～平成28年度	
電気・ガス・熱供給・水道業	従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度	
	上水道業	給水人口	人	給水人口と給水普及率	平成21年度 ～平成28年度
	下水道業	処理区域人口	人	都道府県別汚水処理人口普及状況	平成29年度
情報通信業、運輸業 卸売・小売業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業	従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度	
医療、福祉	病床数	床	医療施設動態調査	平成29年度	
教育、学習支援業 複合サービス業、サービス業	従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度	
	と畜場(動物系固形不要物)	と畜頭数	頭	畜産物流通統計	平成29年度
公務	従業者数	人	就業構造基本調査	平成29年度	

表－Ⅱ・５ デフレーター

業種大分類	デフレーター	
	建設業*	製造業**
平成 20 年度	101.6	104.2
平成 21 年度	98.2	98.1
平成 22 年度	98.5	98.7
平成 23 年度	100.0	99.9
平成 24 年度	99.3	98.6
平成 25 年度	101.7	101.4
平成 26 年度	105.2	101.6
平成 27 年度	105.4	98.7
平成 28 年度	105.6	95.9
平成 29 年度	107.7	98.8

* 「建設工事費デフレーター（2011年度基準）」（国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）

** 「企業物価指数（2011年基準）」（日本銀行調査統計局）

（２）活動量指標の補正について

表－Ⅱ・４に示す活動量指標の出典となる統計は、必ずしも毎年公表されているわけではない（経済センサスは３年に一度、農林業センサスは５年に一度、就業構造基本調査は５年に一度など）ため、推計作業時点で当該年度の数値が公表されていない場合もある。平成 29 年度の産業廃棄物の排出量の推計にあたっては、活動量指標を以下のように取り扱った。

１）平成 29 年度の統計値が得られた活動量指標

畜産農業、下水道業、医療、福祉、と畜場、公務の活動量指標は、出典となる調査等の平成 29 年度のもの公表済みであり、これらの統計値をそのまま用いた。

２）平成 29 年度の統計値のない活動量指標

１）以外の業種の活動量指標は、直線補間等の手法により、過年度指標を補正して用いた。

2-4 原単位による推定方法

(1) 全国共通原単位の算出

全国共通原単位の算出方法を図-Ⅱ・6に示す。

各都道府県からの回答実績値を基に、各都道府県の活動量指標を用いて業種別、産業廃棄物種類別に全国共通原単位を算出した。



図-Ⅱ・6 全国共通原単位算出方法

(2) 原単位法による推定

全国共通原単位を用いた原単位法による推計方法を図－Ⅱ・7に示す。

なお、回答のない都道府県のほか、未調査業種等により回答に部分的に欠落がある場合（大分類と中分類の回答の双方がない場合）についても、この推定方法で補填を行っている。



図－Ⅱ・7 原単位法による排出量推計方法

2-5 動物のふん尿の排出量の算出方法

動物のふん尿の排出量は、都道府県回答によらず、農林水産省より提供された表Ⅱ・6の資料「家畜排せつ物量の原単位」の1頭羽当たりの1日排せつ物量（動物のふん尿原単位）及び、「畜産統計」（農林水産省統計情報部）の都道府県ごとの牛、豚、鶏の頭羽数を使用して、畜種毎に推計した。

表Ⅱ・6 動物のふん尿原単位

畜種		排せつ物量 (kg/頭羽/日)		
		ふん	尿	合計
乳牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9
	乾・未經産	29.7	6.1	35.8
	育成牛	17.9	6.7	24.6
肉牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3
	2歳以上	20.0	6.7	26.7
	乳用種	18.0	7.2	25.2
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3
採卵鶏	成鶏	0.136	—	0.136
	ヒナ	0.059	—	0.059
ブロイラー		0.130	—	0.130

資料：築城幹典、原田靖生：我が国における家畜排泄物発生の実態と今後の課題、環境保全と新しい畜産、農林水産技術情報協会、15-29（1997）

（農林水産省提供）

2-6 動物の死体の排出量の算出方法

動物の死体は、家畜共済統計表（農林水産省経営局）による家畜共済（農業災害補償法に基づく共済事業の1つ）加入頭数及び死亡廃用事故頭数から、畜種毎の死亡率（死亡廃用事故頭数／加入頭数）を求め、これに畜種毎の体重の設定値を乗じて、動物の死体の原単位（t／頭）を算出した。使用した畜種毎の体重設定値を表-Ⅱ・7に示す。

この原単位に、「畜産統計」（農林水産省統計情報部）の都道府県毎の牛、豚の頭数を乗じて、動物の死体の排出量を推計した。

表-Ⅱ・7 家畜の体重の設定

種別	区分	体重の範囲 (kg)	体重の設定値 (kg)
乳用牛	搾乳牛	600～700	650
	乾乳牛	550～650	600
	育成牛	40～500	270
肉用牛	2歳未満	200～400	300
	2歳以上	400～700	550
	乳用種	250～700	475
豚	子豚	3～30	16.5
	肥育豚	30～110	70
	繁殖豚	150～300	225

資料:「堆肥化施設設計マニュアル」（社団法人中央畜産会:平成13年4月20日 二版二刷）
（ただし、体重の設定値は体重の範囲より算出）

$$\text{畜種ごとの原単位(t/頭)} = \frac{\text{共済加入の死亡廃用事故頭数(頭)}}{\text{共済加入の頭数(頭)}} \times \frac{\text{畜種ごとの体重の設定値(kg/頭)}}{1,000(\text{kg/t})}$$

※共済加入の死亡廃用事故頭数及び共済加入の頭数は資料編Ⅲ参照。

2-7 下水汚泥の排出量の算出方法

下水汚泥の排出量は、国土交通省より入手した最新の下水道資源有効利用推進基礎調査の「濃縮汚泥量」を用いている（資料編Ⅳ参照）。

平成29年度の各都道府県の濃縮汚泥量を表-Ⅱ・8に示す。

表一Ⅱ・8 濃縮汚泥量（全国量（m³／年））

No.	都道府県名	平成 29 年度
1	北海道	4,400,374
2	青森県	581,714
3	岩手県	428,238
4	宮城県	1,522,821
5	秋田県	352,925
6	山形県	662,262
7	福島県	907,898
8	茨城県	1,695,339
9	栃木県	959,393
10	群馬県	1,030,021
11	埼玉県	2,981,037
12	千葉県	3,493,177
13	東京都	13,142,493
14	神奈川県	5,017,302
15	新潟県	1,307,929
16	富山県	623,440
17	石川県	805,437
18	福井県	612,966
19	山梨県	463,189
20	長野県	1,531,503
21	岐阜県	1,164,876
22	静岡県	1,742,745
23	愛知県	7,239,948
24	三重県	770,256
25	滋賀県	1,014,777
26	京都府	1,920,799
27	大阪府	5,851,743
28	兵庫県	3,471,548
29	奈良県	656,758
30	和歌山県	193,369
31	鳥取県	483,191
32	島根県	204,320
33	岡山県	992,939
34	広島県	2,005,459
35	山口県	831,380
36	徳島県	99,442
37	香川県	313,232
38	愛媛県	625,749
39	高知県	41,135
40	福岡県	2,629,999
41	佐賀県	236,971
42	長崎県	647,890
43	熊本県	797,658
44	大分県	451,277
45	宮崎県	360,713
46	鹿児島県	631,748
47	沖縄県	973,771
	合計	78,873,150

3. 産業廃棄物処理状況の推計

3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法

(1) 産業廃棄物の処理区分構成比の算出

- ① 処理量算出の基本データとしては、各都道府県からの調査回答を、表-Ⅱ・9の方法により図-Ⅱ・8の処理状況フローの各項目に変換したものを採用した。このとき、平成29年度の回答のない都道府県については、直近の過去の調査回答を年度補正（過去回答の排出量と平成29年度の推計排出量の比率で、産業廃棄物種類毎に過去回答の処理量を補正）することで、平成29年度の処理量の基本データとした。
- ② ①の各都道府県データを産業廃棄物種類別に積算し、それぞれの処理区分構成比率を求めた。
- ③ 処理処分についての回答が無い都道府県や、本調査と処理区分が相違している等の理由で処理状況データが採用できない都道府県については、平成28年度及び29年度の有効回答実績から求めた平均値による処理構成比率で代替するものとした。
- ④ 上水汚泥については、水道統計の関連資料から処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-2のとおりである。
- ⑤ 下水汚泥については、国土交通省から入手した実績値を基に処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-3のとおりである。
- ⑥ 動物のふん尿については、農林水産省の資料から別途処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-4のとおりである。

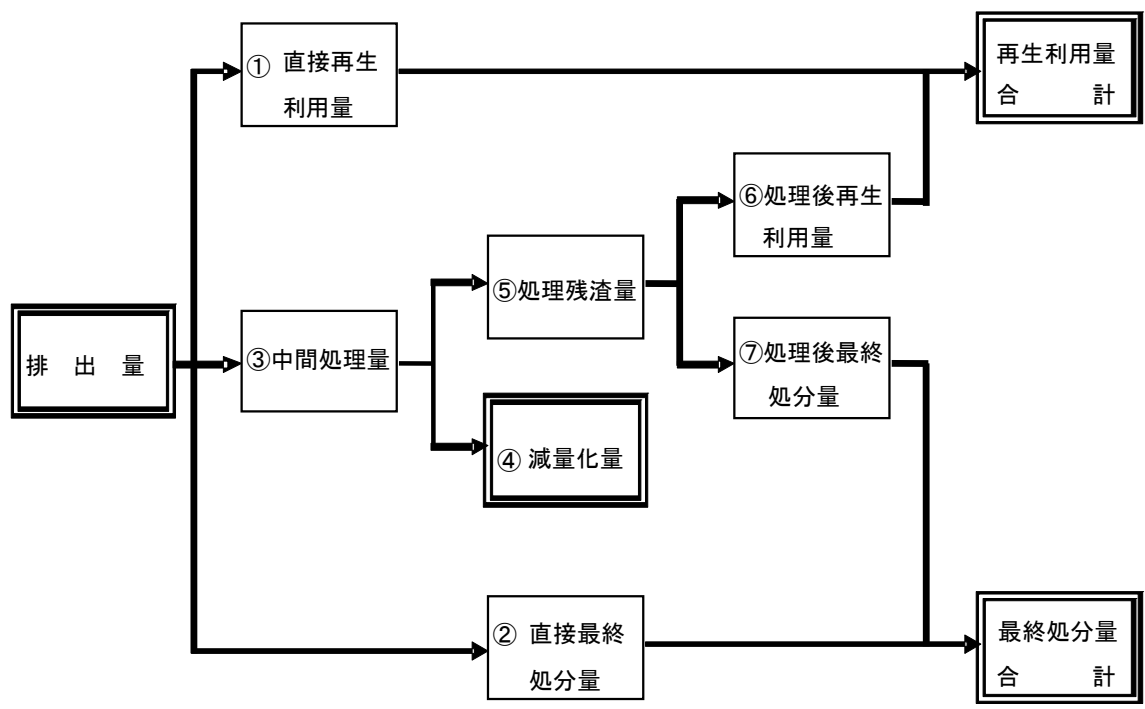
以上により、最終的に全国値としての種類別の産業廃棄物の処理構成比率を算出した。

(2) 全国の産業廃棄物処理状況推計値の算出

産業廃棄物の種類別排出量に、(1)で算出した処理区分構成比率を乗じて、全国の産業廃棄物処理状況推計値を算出した。

$$\begin{aligned} & \text{全国の産業廃棄物処理状況推計値 (t/年)} \\ & = \text{全国の産業廃棄物の種類別排出量 (t/年)} \times \text{種類別処理区分構成比率 (\%)} \end{aligned}$$

処理状況フロー図を図-Ⅱ・8に、処理状況の算出方法を図-Ⅱ・9に、処理状況算出項目（処理区分）を表-Ⅱ・9に示す。



図－Ⅱ・８ 処理状況フロー図

表－Ⅱ・９ 処理状況算出項目（処理区分）

処 理 区 分	調査票Ⅲ処理項目番号との関係
①直接再生利用量（中間処理せず、再生利用された量）	自己未処理自己再生利用量（8）
②直接最終処分量（中間処理せず、最終処分された量）	自己未処理自己最終処分量（11）＋（5）のうち委託最終処分された量（14ハ）
③中間処理量（中間処理の対象となった量）	自己中間処理量（4）＋（5）のうち委託中間処理された量（13イ）
④減量化量（中間処理により減量した量） （＝③－⑤）	－
⑤処理残渣量（中間処理後の処理残渣量） （＝⑥＋⑦）	－
⑥処理後再生利用量（中間処理後に、再生利用された量）	自己中間処理後再生利用量（9）＋委託中間処理後再生利用量（17）
⑦処理後最終処分量（中間処理後に、最終処分された量）	自己中間処理後自己最終処分量（10）＋（6）のうち委託最終処分された量（14ニ）＋委託中間処理後最終処分量（18）

燃え殻							
都道府県	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
N県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
O県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
P県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
Q県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
R県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

廃棄物別処理状況の各都道府県データ合計値

↓

●全国廃棄物別処理状況構成比

×

●廃棄物別排出量

||

●廃棄物別の処理状況推計

廃棄物処理状況一覧表							
種類	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
燃え殻	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
污泥	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃油	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃酸	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃アルカリ	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

図－Ⅱ・9 産業廃棄物の処理状況算出方法

3-2 上水汚泥の処理量の算出方法

上水汚泥の処理量は、「水道統計の経年分析」（日本水道協会水道統計編集専門委員会）における「上水道・水道用水供給事業の処分方法別処分土量」を用いて処理量の比率を求め、この比率を、上水道業からの汚泥排出量推計値に乗じることで処理量を算出した。

表-Ⅱ・10 「水道統計の経年分析」に基づく処理量の比率

区分	処分土量 (DS-t/年)	含水率	中間処理前の処理 (されるべき)量 (t/年)	処理量 の比率 (%)	備考
処理土 (合計)	281,517	0.95	5,911,852 (a)	100.0	排出量
埋立量	55,323	0.7	239,734 (b)	4.1	最終処分量 =b/a
有効利用量	204,311	0.6	715,089 (c)	12.1	再生利用量 =c/a
減量化量				83.8	減量化量 =1-(b+c)/a

3-3 下水汚泥の処理量の算出方法

下水汚泥の処理量は、国土交通省より入手した下水汚泥の処理量の実績値を用いて処理量の比率を求め、この比率を、下水道業からの汚泥排出量推計値に乗じることで処理量を算出した。

表-Ⅱ・11 下水汚泥の処理量

処理区分	処理実績 (千t/年)	処理量の比率 (%)
排出量	78,873	100.0%
再生利用量(①)	2,479	3.1%
中間処理による減量化(②)	76,155	96.6%
減量化(①+②)	78,635	99.7%
最終処分量	239	0.3%

(国土交通省提供資料)

3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法

動物のふん尿の処理量は、農林水産省提供データを用いて、①畜舎内での水分蒸発による減量化量、②鶏ふんの焼却処理による減量化量を算出する事で処理量の比率を求める。この比率を、動物のふん尿の排出量推計値に乗じることで処理量を算出した。

①畜舎内での水分蒸発による減量化量

畜種別のふん尿排出量（2. の排出量の推計で算出した排出量、以下同じ。）に、表一Ⅱ・12に掲げる畜舎内蒸発量の割合（蒸発率）を乗じて畜舎内蒸発量を算出した。

表一Ⅱ・12 畜舎内での減量化量の推計

畜種別	排出物別	ふん尿排出量 (千 t/年)	畜舎内蒸発率	畜舎内蒸発量 (千 t/年)
酪農	ふん	16,799	0.0%	0
	尿	4,997	0.0%	0
肉用牛	ふん	17,005	0.0%	0
	尿	6,229	0.0%	0
養豚	ふん	7,421	0.0%	0
	尿	13,753	0.0%	0
採卵鶏	ふん	5,124	19.9%	1,020
ブロイラー	ふん	6,566	32.0%	2,101
合計	ふん	52,915		3,121
	尿	24,979		0
	ふん尿	77,894		3,121

畜舎内蒸発率について

採卵鶏：高床式、ウィンドウレス鶏舎（現在、普及率63.9%）のみ畜舎内で水分含量78%のうち、40%蒸発するものとして19.9%の減少を見込んだ。

ブロイラー：水分含量80%のうち、40%が畜舎内で蒸発するものとして、32%の減少を見込んだ。

（農林水産省提供）

②焼却処理による減量化量

① 同様に、畜種別のふん尿排出量に、表－Ⅱ・13に掲げる焼却量の割合（焼却率）を乗じることにより焼却処理量を算出した上で、そのうちの9割が減量化され、1割が残さ量（鶏ふんの灰分含量10%から引用：文献値）として減量化量を算出した。

表－Ⅱ・13 焼却処理量の算出

畜種別	排出物別	ふん尿排出量 (千t/年)	焼却率	焼却処理量 (千t/年)
酪農	ふん	16,799	0.0%	0
	尿	4,997	0.0%	0
肉用牛	ふん	17,005	0.0%	0
	尿	6,229	0.0%	0
養豚	ふん	7,421	0.0%	0
	尿	13,753	0.0%	0
採卵鶏	ふん	5,124	0.90%	46
ブロイラー	ふん	6,566	5.60%	368
合計	ふん	52,915		414
	尿	24,979		0
	ふん尿	77,894		414

注：焼却処理施設保有率より算出（農林水産省提供）

表－Ⅱ・14 焼却処理による減量化量

区 分	構成比	処理量 (千t/年)
焼却処理合計量	100%	414
焼却残さ	10%	41
減量化量	90%	372

以上の結果から、表－Ⅱ・15に処理区分ごとに算出した動物のふん尿の処理量を示す。

表－Ⅱ・15 動物のふん尿の処理量（減量化を踏まえた推計結果）

処理区分	①による算出結果 (千t/年)	②による算出結果 (千t/年)	処理量合計値 (千t/年)	構成比率 (%)
排出量	—	—	77,894	100.0%
再生利用量	—	—	74,359	95.5%
減量化量	3,121	372	3,493	4.5%
最終処分量		41	41	0.1%

注：四捨五入の結果を表示しているため、減量化量の合計値と合算値が異なる

Ⅲ. 調査結果

1. アンケート調査結果

(1) 基本データ

各都道府県における産業廃棄物排出・処理状況の実態調査の実施状況は、表－Ⅲ・1に示すとおりである。基本データは、1自治体からは平成29年度績についての実態調査結果を、他46自治体は平成28年度以前の実績についての実態調査結果を利用した。

表－Ⅲ・1 都道府県実態調査の実施状況（平成29年度）

No.都道府県	調査年度									
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 北海道	○				○	○※	○	○	▲	
2 青森県	○					▲				
3 岩手県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
4 宮城県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
5 秋田県	○	○	○	○※	○	○※	○	○	▲	
6 山形県	○	○※					▲			
7 福島県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
8 茨城県	○					▲				
9 栃木県	○	○	○	○	○	○※	○	○	▲	
10 群馬県	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲	
11 埼玉県	○※		○	○	○	○	○	▲		
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○※	○	▲	
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
14 神奈川県	○	○※	○	○	○	○	○	○	▲	
15 新潟県	○					▲				
16 富山県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
17 石川県	○	○	○	○	○	○※	○	○	▲	
18 福井県	○					▲				
19 山梨県	○	○	○	○※	○	○		○		▲
20 長野県	○					▲				
21 岐阜県	○※						▲			
22 静岡県	○	○	○※		○	○	○	○	▲	
23 愛知県	○	○	○※		○	○	○	○	▲	
24 三重県	○				○	○※	○	○	▲	
25 滋賀県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
26 京都府	○		○※					▲		
27 大阪府	○		○※				▲			
28 兵庫県	○※							▲		
29 奈良県	○		○※					▲		
30 和歌山県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
31 鳥取県		○	○	○※	○	○	○	○	▲	
32 島根県	○					●				
33 岡山県	○	○	○	○	○※	○	○	○	▲	
34 広島県	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲	
35 山口県	○※						▲			
36 徳島県	○					▲				
37 香川県	○	○	○	○	○	▲				
38 愛媛県	○	○※					●			
39 高知県	●									
40 福岡県	○	○※				○		▲		
41 佐賀県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
42 長崎県	○※						▲			
43 熊本県	○					▲				
44 大分県	○	○		○		▲				
45 宮崎県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲	
46 鹿児島県	●									
47 沖縄県		○	○	○	○	○		○	▲	
○、○※	43	27	27	23	26	26	24	24	1	0
●、▲	2	0	0	0	0	10	6	5	23	1
計	45	27	27	23	26	36	30	29	24	1

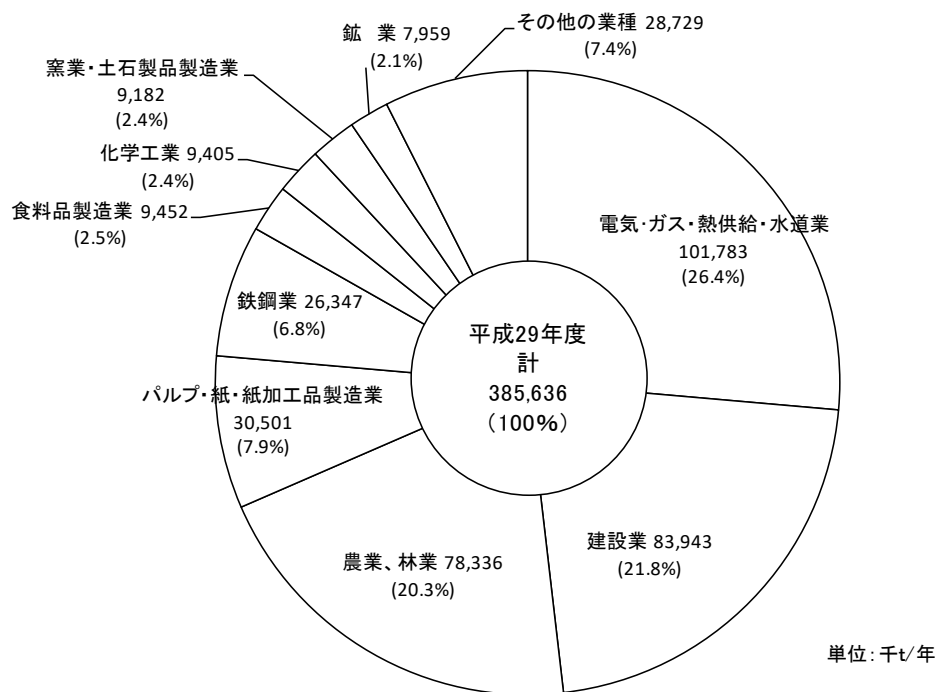
※1 ●:今回採用データ、▲:今回採用データ(大分類による回答あり)
○:以前の調査、○※:以前の調査(按分根拠として採用)

2. 産業廃棄物排出量の推計結果

平成 29 年度における産業廃棄物の全国排出量は、およそ 385,636 千トンとなった。産業廃棄物の業種別排出量を（1）に、産業廃棄物の種類別排出量を（2）に、産業廃棄物の地域別排出量を（3）に、産業廃棄物の業種別・種類別排出量及び都道府県別・種類別排出量を（4）に示す。

（1）産業廃棄物の業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む。）からの排出量が最も多く、約 101,783 千トン（全体の 26.4%）、次いで建設業が約 83,943 千トン（同 21.8%）、農業、林業が約 78,336 千トン（同 20.3%）、パルプ・紙・紙加工品製造業が約 30,501 千トン（同 7.9%）、鉄鋼業が約 26,347 千トン（同 6.8%）となっており、この 5 業種で全排出量の 8 割以上を占めている（図－Ⅲ・1、表－Ⅲ・2 参照）。



図－Ⅲ・1 産業廃棄物の業種別排出量（平成 29 年度実績値）

表一Ⅲ・２ 産業廃棄物の業種別排出量（平成29年度実績値）

業種	平成28年度(参考)		平成29年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農業、林業	80,901	20.9	78,336	20.3
漁業	6	0.0	6	0.0
鉱業	8,470	2.2	7,959	2.1
建設業	80,755	20.9	83,943	21.8
製造業	108,989	28.2	106,234	27.5
食料品製造業	9,556	2.5	9,452	2.5
飲料・たばこ・飼料製造業	2,568	0.7	2,482	0.6
繊維工業	845	0.2	822	0.2
木材・木製品製造業	741	0.2	734	0.2
家具・装備品製造業	191	0.0	186	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	31,320	8.1	30,501	7.9
印刷・同関連業	409	0.1	390	0.1
化学工業	9,619	2.5	9,405	2.4
石油製品・石炭製品製造業	1,285	0.3	1,234	0.3
プラスチック製品製造業	863	0.2	856	0.2
ゴム製品製造業	300	0.1	296	0.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	45	0.0	45	0.0
窯業・土石製品製造業	9,525	2.5	9,182	2.4
鉄鋼業	27,235	7.0	26,347	6.8
非鉄金属製造業	847	0.2	843	0.2
金属製品製造業	2,239	0.6	2,221	0.6
はん用機械器具製造業	588	0.2	575	0.1
生産用機械器具製造業	725	0.2	737	0.2
業務用機械器具製造業	426	0.1	423	0.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2,920	0.8	2,817	0.7
電気機械器具製造業	772	0.2	766	0.2
情報通信機械器具製造業	79	0.0	62	0.0
輸送用機械器具製造業	2,878	0.7	2,879	0.7
その他の製造業	794	0.2	760	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100,444	26.0	101,783	26.4
情報通信業	152	0.0	148	0.0
運輸業	873	0.2	867	0.2
卸売・小売業	1,901	0.5	1,872	0.5
不動産業、物品賃貸業	226	0.1	215	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	147	0.0	148	0.0
飲食店、宿泊業	353	0.1	349	0.1
生活関連サービス、娯楽業	148	0.0	147	0.0
教育、学習支援業	138	0.0	140	0.0
医療、福祉	462	0.1	461	0.1
複合サービス事業	32	0.0	31	0.0
サービス業	2,696	0.7	2,653	0.7
公務	341	0.1	345	0.1
合計	387,034	100.0	385,636	100.0

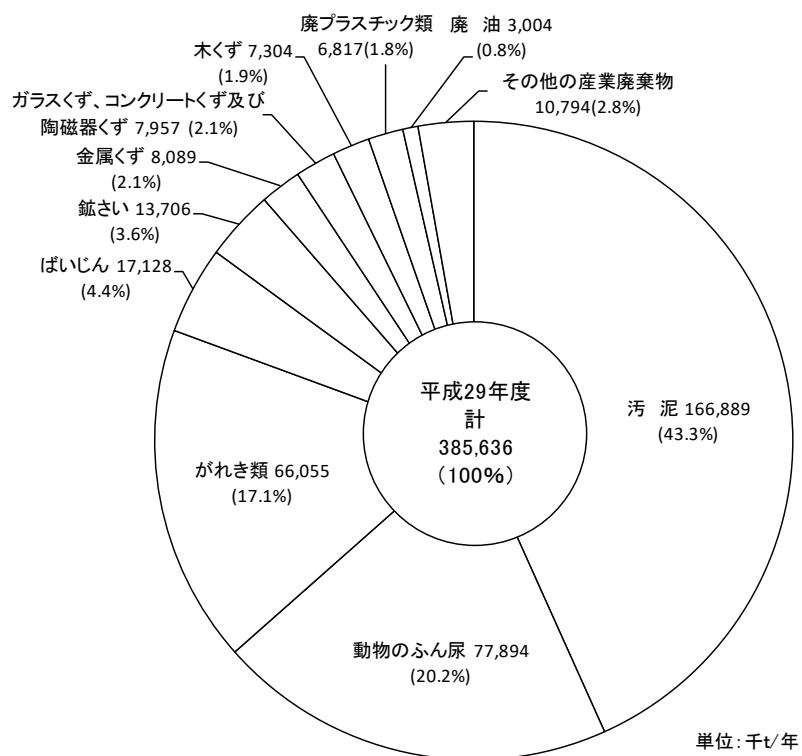
※ 各業種の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

※ 日本標準産業分類の改訂に伴う、新産業分類で相違する業種区分の対応は以下のとおり。

旧産業分類	新産業分類	旧産業分類	新産業分類
(大分類) 農業	(大分類) 農業・林業	一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業
(大分類) 林業		精密機械器具製造業	
繊維工業	繊維工業	その他の製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
衣服・その他繊維製品製造業		電気機械器具製造業	
		情報通信機械器具製造業	
		電子部品・デバイス製造業	

(2) 産業廃棄物の種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、約 166,889 千トン（全体の 43.3%）、次いで動物のふん尿が約 77,894 千トン（同 20.2%）、がれき類が約 66,055 千トン（同 17.1%）となっており、この 3 品目で全排出量の約 8 割を占めている（図一Ⅲ・2、表一Ⅲ・3 参照）。



図一Ⅲ・2 産業廃棄物の種類別排出量（平成 29 年度実績値）

表一Ⅲ・3 産業廃棄物の種類別排出量（平成29年度実績値）

種 類	平成28年度(参考)		平成29年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
燃 え 殻	1,967	0.5	1,934	0.5
汚 泥	167,316	43.2	166,889	43.3
廃 油	3,049	0.8	3,004	0.8
廃 酸	2,740	0.7	2,671	0.7
廃 アルカリ	2,348	0.6	2,288	0.6
廃 プラスチック類	6,836	1.8	6,817	1.8
紙 く ず	988	0.3	984	0.3
木 く ず	7,098	1.8	7,304	1.9
織 維 く ず	120	0.0	121	0.0
動 植 物 性 残 さ	2,604	0.7	2,562	0.7
動 物 系 固 形 不 要 物	81	0.0	74	0.0
ゴ ム く ず	36	0.0	36	0.0
金 属 く ず	8,221	2.1	8,089	2.1
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	8,002	2.1	7,957	2.1
鉱 さ い	14,089	3.6	13,706	3.6
が れ き 類	63,587	16.4	66,055	17.1
動 物 の ふ ん 尿	80,465	20.8	77,894	20.2
動 物 の 死 体	114	0.0	124	0.0
ば い じ ん	17,373	4.5	17,128	4.4
合 計	387,034	100.0	385,636	100.0

※ 各種類の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

(3) 産業廃棄物の地域別排出量

産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、99,746千トン(全体の25.9%)であり、次いで、中部地方の約62,176千トン(同16.1%)、近畿地方の約52,922千トン(同13.7%)、九州地方の約52,752千トン(同13.7%)の順になっている(図-III・3、表-III・4参照)。

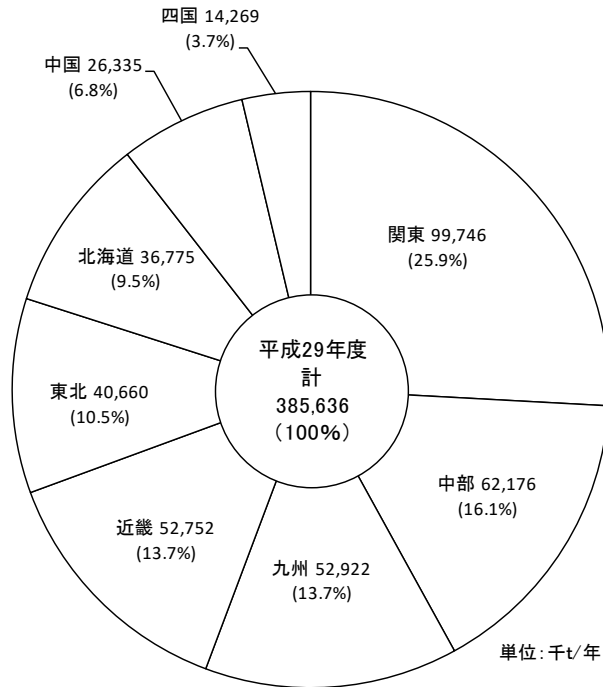


図-III・3 産業廃棄物の地域別排出量 (平成29年度実績値)

表-III・4 産業廃棄物の地域別排出量 (平成29年度実績値)

地域別	平成28年度(参考)		平成29年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
北海道	36,722	9.5	36,775	9.5
東北	39,712	10.3	40,660	10.5
関東	100,176	25.9	99,746	25.9
中部	62,569	16.2	62,176	16.1
近畿	53,550	13.8	52,752	13.7
中国	26,777	6.9	26,335	6.8
四国	14,576	3.8	14,269	3.7
九州	52,951	13.7	52,922	13.7
合計	387,034	100.0	385,636	100.0

各地域に属する都府県は次のとおり。

- 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(4) 産業廃棄物の業種別種別別排出量、都道府県別種別別排出量

(1)(2)(3)の詳細な内訳として、業種別種別別排出量を表－Ⅲ・5に、都道府県別種別別排出量を表－Ⅲ・6に示す。

また、これらを算出するために用いた全国共通原単位を表－Ⅲ・7に、回答のあった都道府県及び業種に対応する活動量指標の合計値を表－Ⅲ・8に示す。

表一Ⅲ・5 業種別・種類別排出量推計値一覧表（平成29年度実績値）

大分類	中分類	業種分類	排出項目														合計						
			燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	水くず	繊維くず	動植物性残滓	動物性不要物	ゴミくず	金属くず	ガラスの破片類		動物の死体	ばいじん				
農林業	農林業	農産物																					
		1. 稲類																					
		2. 麦類																					
		3. 雑穀類																					
		4. 上記以外の農産物																					
		5. 漁業																					
		6. 水産物																					
		7. 畜産物																					
		8. 畜産物																					
		9. 畜産物																					
製造業	製造業	10. 化学工業																					
		11. 化学工業																					
		12. 化学工業																					
		13. 化学工業																					
		14. 化学工業																					
		15. 化学工業																					
		16. 化学工業																					
		17. 化学工業																					
		18. 化学工業																					
		19. 化学工業																					
建設業	建設業	20. 建設業																					
		21. 建設業																					
		22. 建設業																					
		23. 建設業																					
		24. 建設業																					
		25. 建設業																					
		26. 建設業																					
		27. 建設業																					
		28. 建設業																					
		29. 建設業																					
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	30. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		31. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		32. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		33. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		34. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		35. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		36. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		37. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		38. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
		39. 電気・ガス・熱供給・水道業																					
情報通信業	情報通信業	40. 情報通信業																					
		41. 情報通信業																					
		42. 情報通信業																					
		43. 情報通信業																					
		44. 情報通信業																					
		45. 情報通信業																					
		46. 情報通信業																					
		47. 情報通信業																					
		48. 情報通信業																					
		49. 情報通信業																					
運輸業	運輸業	50. 運輸業																					
		51. 運輸業																					
		52. 運輸業																					
		53. 運輸業																					
		54. 運輸業																					
		55. 運輸業																					
		56. 運輸業																					
		57. 運輸業																					
		58. 運輸業																					
		59. 運輸業																					
その他の業種	その他の業種	60. その他の業種																					
		61. その他の業種																					
		62. その他の業種																					
		63. その他の業種																					
		64. その他の業種																					
		65. その他の業種																					
		66. その他の業種																					
		67. その他の業種																					
		68. その他の業種																					
		69. その他の業種																					

※本表のみの回答で、かつ中分類への配分がでない排出品があるため、中分類の合計値と本分類の合計値が合致しない項目がある。

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

表一Ⅲ・6 都道府県別・種類別推計排出量推計値一覧表（平成29年度実績値）

No.	都道府県名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	動物系固形不燃物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物の死体ふん尿	動物の死体	ばいじん	合計
1	北海道	250	11,404	42	27	7	235	23	355	1	241	3	0	91	240	216	3,624	19,153	37	826	36,775
2	青森県	9	1,680	11	4	10	30	6	86	1	45	1	0	17	95	26	1,005	2,084	1	33	5,144
3	岩手県	23	794	10	6	8	59	4	136	0	15	0	0	9	131	42	1,278	3,720	3	118	6,358
4	宮城県	17	5,668	31	12	13	201	20	353	1	98	0	13	144	340	84	3,731	1,754	2	120	12,601
5	秋田県	35	1,285	15	4	8	39	11	87	0	3	2	0	15	27	148	464	928	0	305	3,376
6	山形県	0	1,235	35	12	11	74	4	124	0	31	2	0	25	60	20	707	937	2	296	3,578
7	福島県	113	3,764	49	26	67	130	5	159	0	15	0	0	40	157	124	2,199	1,139	1	1,614	9,603
8	茨城県	73	4,382	116	82	49	216	63	179	1	104	0	102	221	798	1,820	2,583	2	909	11,701	
9	栃木県	3	2,744	47	5	13	159	27	184	1	44	1	1	120	134	308	1,175	2,743	4	14	7,728
10	群馬県	3	1,595	36	12	8	56	2	67	0	92	0	0	20	107	104	414	2,927	2	19	5,465
11	埼玉県	6	5,250	99	27	52	372	160	258	4	74	0	2	196	304	141	2,114	695	2	43	9,798
12	千葉県	13	8,113	190	246	194	126	12	216	4	4	1	0	1,779	211	2,098	2,407	2,773	8	1,991	20,383
13	東京都	5	20,379	17	10	9	273	57	312	0	23	1	0	177	710	27	6,221	40	0	8	28,297
14	神奈川県	58	10,089	141	121	95	169	141	360	0	143	0	0	129	685	458	3,082	320	1	520	16,374
15	新潟県	36	4,371	182	316	61	154	27	157	2	49	13	1	76	256	108	1,395	904	1	82	8,190
16	富山県	13	2,682	40	65	19	118	12	88	0	19	0	0	63	62	125	913	175	0	121	4,522
17	石川県	32	1,251	41	10	15	69	12	105	0	11	0	0	51	64	10	1,214	171	0	253	3,312
18	福井県	45	1,820	25	26	31	200	10	46	0	2	0	0	37	36	7	560	68	0	281	3,194
19	山梨県	0	936	24	8	6	40	6	42	0	29	0	0	17	40	40	452	183	0	0	1,795
20	長野県	2	2,624	36	36	23	100	25	145	0	6	0	0	65	178	63	877	668	1	3	4,900
21	岐阜県	24	2,245	42	90	62	107	16	105	1	57	0	1	68	203	129	881	830	1	64	4,925
22	静岡県	30	5,688	106	27	58	327	56	236	4	327	3	2	45	317	33	2,034	859	0	150	9,974
23	愛知県	233	9,523	241	84	119	635	50	339	2	164	2	6	781	629	1,298	3,651	1,867	2	1,332	21,364
24	三重県	43	4,369	62	68	520	145	5	159	4	32	0	0	173	310	94	1,914	838	0	103	8,841
25	滋賀県	2	1,940	47	23	66	166	4	86	0	13	0	0	33	91	19	862	247	0	5	3,605
26	京都府	13	2,394	38	16	12	130	8	80	1	66	0	0	47	42	53	852	207	0	171	4,131
27	大阪府	2	8,852	138	162	124	278	55	214	5	89	1	2	376	137	232	2,681	40	0	68	13,455
28	兵庫県	48	7,330	310	110	102	514	67	455	3	57	3	1	887	501	3,955	1,640	1,027	2	1,055	18,066
29	奈良県	1	762	15	11	6	47	8	46	0	10	0	0	18	33	2	352	127	0	0	1,438
30	和歌山県	0	424	30	37	23	21	0	66	0	15	0	0	6	63	962	795	72	0	701	3,217
31	鳥取県	7	588	6	0	1	35	1	51	0	3	1	0	16	24	8	235	624	1	33	1,634
32	島根県	46	297	157	2	3	37	4	162	1	3	0	1	47	37	130	464	587	1	233	2,211
33	岡山県	21	2,824	82	41	97	161	35	198	1	41	1	3	95	148	240	927	1,106	1	404	6,425
34	広島県	76	3,585	90	44	21	244	9	238	1	34	3	0	57	181	624	1,704	921	2	792	8,627
35	山口県	173	2,866	86	82	97	202	10	166	2	38	2	1	910	224	268	1,109	368	0	834	7,438
36	徳島県	48	1,320	14	5	17	51	25	43	1	26	0	0	26	15	2	365	610	0	168	2,735
37	香川県	9	572	13	11	14	122	7	76	1	38	0	0	17	31	7	1,001	606	1	8	2,534
38	愛媛県	130	5,127	34	8	12	133	63	134	3	68	0	0	64	71	14	592	739	2	495	7,690
39	高知県	72	2,09	6	2	1	208	2	59	2	11	0	0	27	43	7	559	199	0	77	1,310
40	福岡県	85	5,235	95	45	108	245	29	190	1	16	0	0	906	390	445	2,718	756	1	689	11,954
41	佐賀県	2	1,346	21	4	58	12	69	0	0	38	0	0	26	40	28	435	907	1	13	3,003
42	長崎県	59	975	19	5	7	49	3	98	0	19	0	0	43	54	7	644	1,480	3	1,171	4,636
43	熊本県	31	2,157	43	35	78	80	11	131	6	43	4	0	80	90	55	1,147	2,741	4	450	7,186
44	大分県	13	1,136	33	78	13	50	9	101	1	60	1	1	73	49	12	910	1,131	3	81	3,756
45	宮崎県	19	764	56	255	16	58	2	94	4	32	9	0	10	46	39	566	5,857	8	51	7,887
46	鹿児島県	6	1,078	26	360	14	59	5	211	1	256	18	0	67	58	104	944	7,822	19	1	11,048
47	沖縄県	2	1,218	8	1	0	21	4	36	0	141	1	0	18	72	20	424	1,362	2	123	3,451
	全国	1,934	166,889	3,004	2,671	2,288	6,817	984	7,304	121	2,562	74	36	8,089	7,957	13,706	66,055	77,894	124	17,128	385,636

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

3. 産業廃棄物処理量の推計結果

3-1 産業廃棄物の処理状況

平成 29 年度の産業廃棄物の処理状況について、産業廃棄物全体のものを図-III・4に、また産業廃棄物種類別のものを表-III・10に示す。

総排出量約 385,636 千トンのうち、中間処理されたものは約 307,438 千トン(全体の 80%)、直接再生利用されたものは約 73,326 千トン(同 19%)、直接最終処分されたものは、約 4,872 千トン(同 1%)となった。

また、中間処理された産業廃棄物約 307,438 千トンは、約 172,123 千トン減量化され、再生利用(約 130,332 千トン)または最終処分(約 4,984 千トン)された。

合計では、排出された産業廃棄物全体の 53%にあたる約 203,658 千トンが再生利用され、3%にあたる約 9,856 千トンが最終処分された。

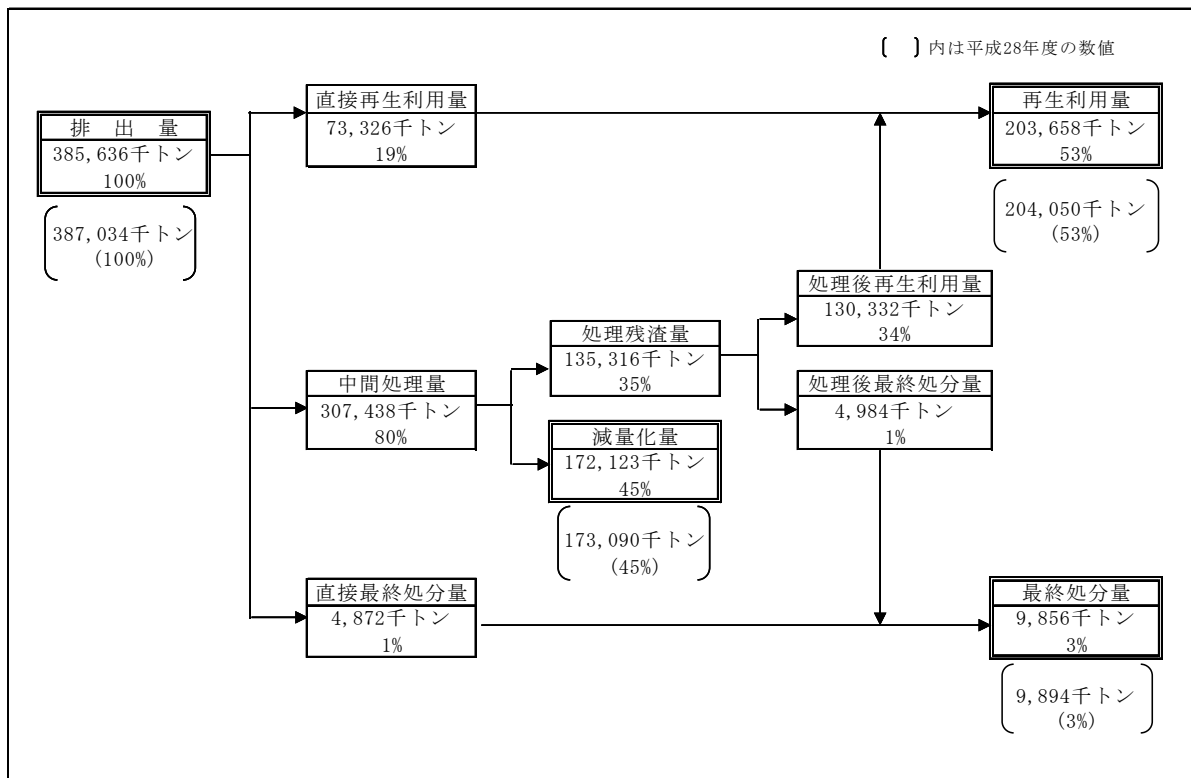
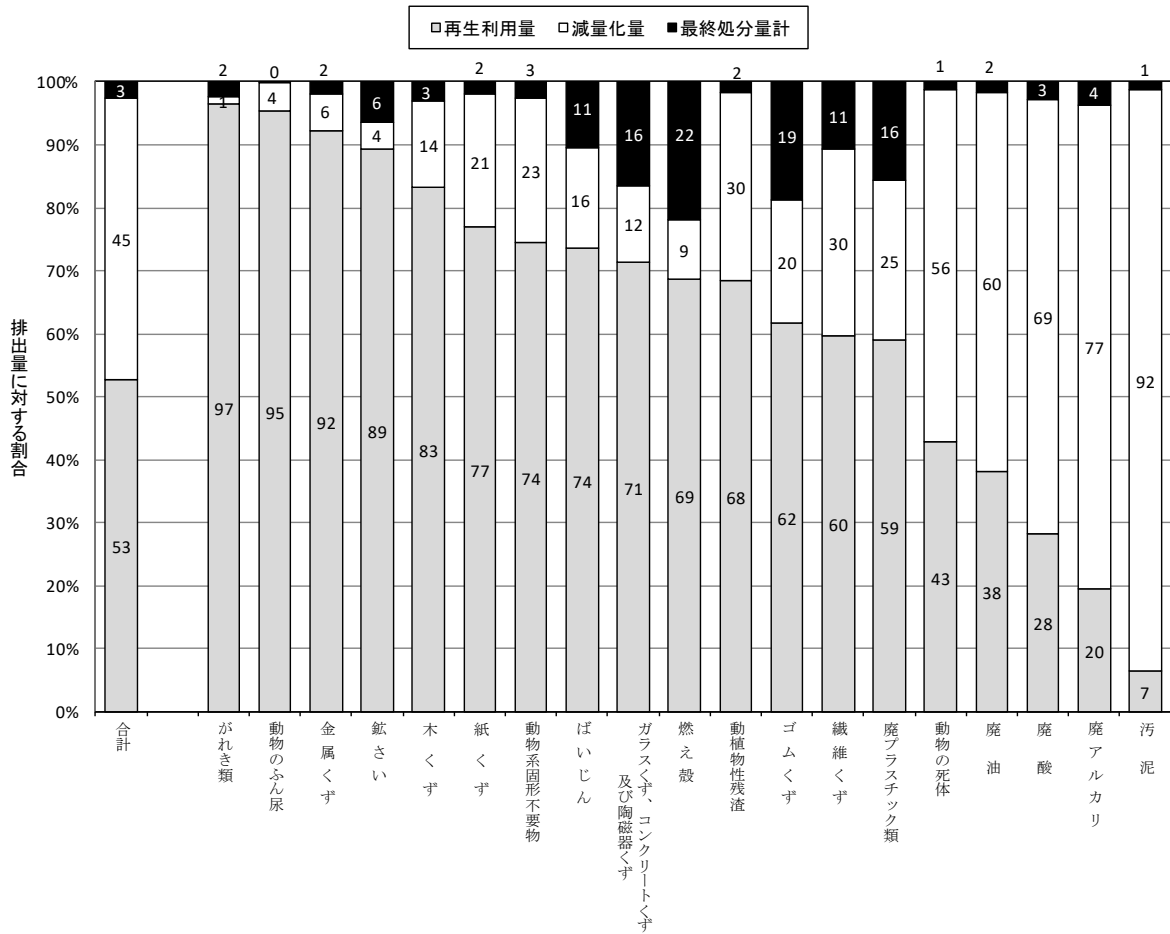


図-III・4 産業廃棄物の処理状況 (平成 29 年度実績値)

産業廃棄物の種類別の処理状況を図－Ⅲ・５に示す。

再生利用率が高い廃棄物は、がれき類（97%）、動物のふん尿（95%）、金属くず（92%）、
 鉱さい（89%）等であり、再生利用率が低い廃棄物は、汚泥（7%）、廃アルカリ（20%）、
 廃酸（28%）等であった。

また、最終処分の比率が高い廃棄物は、燃え殻（22%）、ゴムくず（19%）、ガラスくず、
 コンクリートくず及び陶磁器くず（16%）、廃プラスチック類（16%）等であった。



図－Ⅲ・５ 産業廃棄物の種類別の処理状況（平成 29 年度実績値）

表一Ⅲ・9 産業廃棄物排出・処理状況一覧表（平成29年度実績値）

廃棄物名	排出量 (A)	直接再生利用量 (B)	直接最終処分量 (C)	中 間			処 理		再生利用量 計 (B) + (F)	減量化量 (D) - (E)	最終処分量 計 (C) + (G)
				中間処理量 (D)	処理残渣量 (E)	中間処理後 再生利用量 (F)	中間処理後 最終処分量 (G)				
								中間処理後 再生利用量 (F)			
燃 え 殻	1,934	110	355	1,469	1,287	1,219	67	1,330	182	423	
構成比		6%	18%	76%	67%	63%	3%	69%	9%	22%	
汚 泥	166,889	494	591	165,803	12,098	10,555	1,543	11,049	153,705	2,134	
構成比		0%	0%	99%	7%	6%	1%	7%	92%	1%	
廃 油	3,004	228	9	2,767	961	918	43	1,146	1,806	52	
構成比		8%	0%	92%	32%	31%	1%	38%	60%	2%	
廃 酸	2,671	82	13	2,576	740	675	65	756	1,837	78	
構成比		3%	0%	96%	28%	25%	2%	28%	69%	3%	
廃 ア ル カ リ	2,288	23	1	2,263	509	425	83	448	1,755	85	
構成比		1%	0%	99%	22%	19%	4%	20%	77%	4%	
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	6,817	86	299	6,433	4,697	3,935	762	4,021	1,736	1,060	
構成比		1%	4%	94%	69%	58%	11%	59%	25%	16%	
紙 く す	984	72	5	907	700	685	15	757	207	20	
構成比		7%	1%	92%	71%	70%	2%	77%	21%	2%	
木 く す	7,304	74	69	7,161	6,161	6,000	161	6,074	1,000	230	
構成比		1%	1%	98%	84%	82%	2%	83%	14%	3%	
織 維 く す	121	2	2	117	81	70	11	72	36	13	
構成比		2%	1%	97%	67%	58%	9%	60%	30%	11%	
動 植 物 性 残 渣	2,562	164	17	2,380	1,611	1,587	24	1,751	769	41	
構成比		6%	1%	93%	63%	62%	1%	68%	30%	2%	
動 物 系 固 形 不 要 物	74	0	0	74	57	55	2	55	17	2	
構成比		0%	0%	100%	77%	74%	3%	74%	23%	3%	
コ ム く す	36	0	1	35	28	22	6	22	7	7	
構成比		0%	3%	96%	77%	61%	15%	62%	20%	19%	
金 属 く す	8,089	2,439	44	5,606	5,141	5,025	117	7,464	464	161	
構成比		30%	1%	69%	64%	62%	1%	92%	6%	2%	
ガラスくす、コンクリートくす 及び陶磁器くす	7,957	154	511	7,291	6,320	5,525	795	5,679	972	1,306	
構成比		2%	6%	92%	79%	69%	10%	71%	12%	16%	
飲 さ い	13,706	1,744	600	11,362	10,766	10,500	266	12,244	596	867	
構成比		13%	4%	83%	79%	77%	2%	89%	4%	6%	
が れ き 類	66,055	616	674	64,765	64,030	63,169	862	63,785	734	1,535	
構成比		1%	1%	98%	97%	96%	1%	97%	1%	2%	
動 物 の ふ ん 尿	77,894	65,790	0	12,104	8,611	8,569	41	74,359	3,493	41	
構成比		84%	0%	16%	11%	11%	0%	95%	4%	0%	
動 物 の 死 体	124	8	0	116	47	45	1	53	69	2	
構成比		6%	0%	94%	38%	37%	1%	43%	56%	1%	
ば い じ ん	17,128	1,240	1,680	14,208	11,471	11,351	120	12,591	2,737	1,800	
構成比		7%	10%	83%	67%	66%	1%	74%	16%	11%	
合 計	385,636	73,326	4,872	307,438	135,316	130,332	4,984	203,658	172,123	9,856	
構成比		19%	1%	80%	35%	34%	1%	53%	45%	3%	

*各廃棄物の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

3-2 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

(1) 再生利用量

産業廃棄物の再生利用量は、図-III・4に示したように、排出量約385,636千トンのうち約203,658千トン（全体の53%）であった。

種類別にみると、図-III・6に示すように、再生利用率の高い廃棄物は、がれき類の97%（約63,785千トン）、動物のふん尿の95%（約74,359千トン）、金属くずの92%（約7,464千トン）、鉱さいの89%（約12,244千トン）であった。一方、再生利用率の低い廃棄物は、汚泥の7%（約11,049千トン）、廃アルカリの20%（約448千トン）、廃酸の28%（約756千トン）であった。

また、量的にみると、図-III・7に示すように、動物のふん尿の約74,359千トン（全体の36.5%）、がれき類の約63,785千トン（同31.3%）、ばいじんの12,591千トン（同6.2%）、鉱さいの約12,244千トン（同6.0%）が多く、これら4種で再生利用量全体のおよそ8割を占めた。

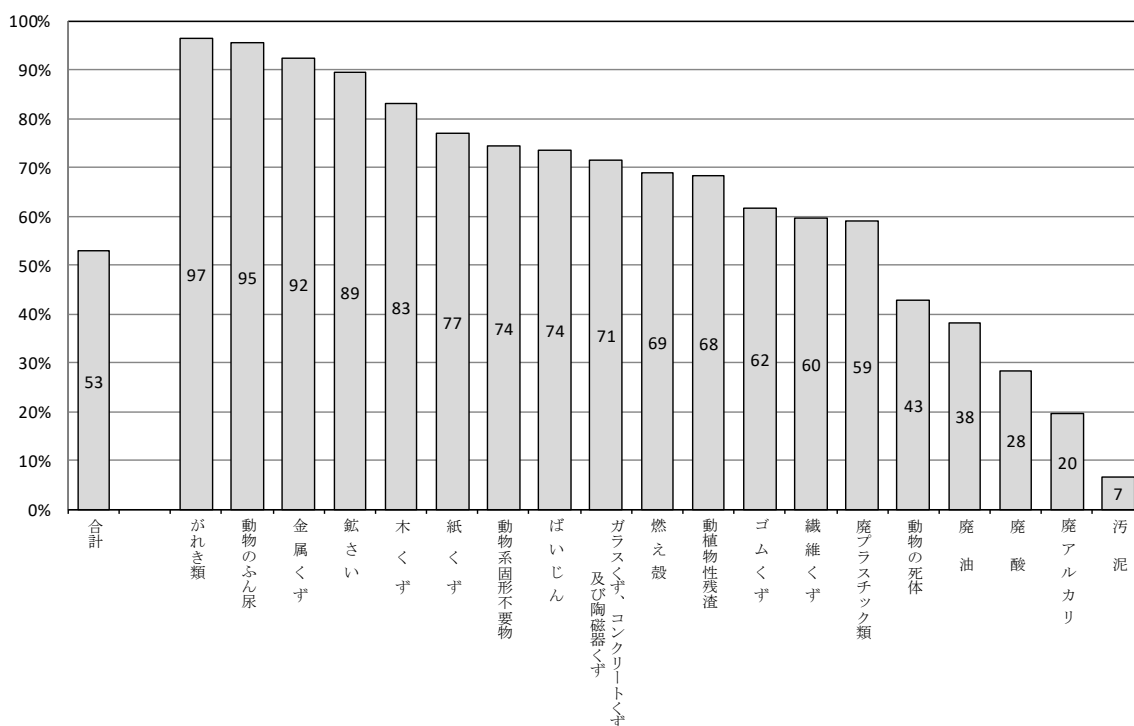
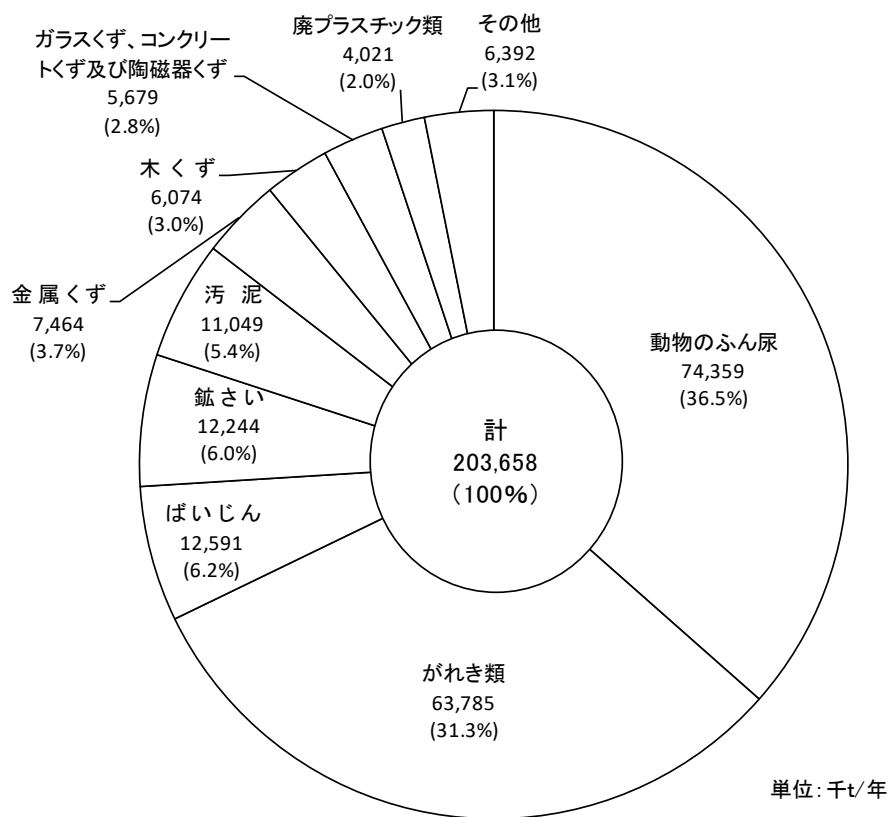


図-III・6 産業廃棄物の種類別再生利用率（平成29年度実績値）



※四捨五入して表示しているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。
また、廃棄物合計量も合算値と合わない場合がある。

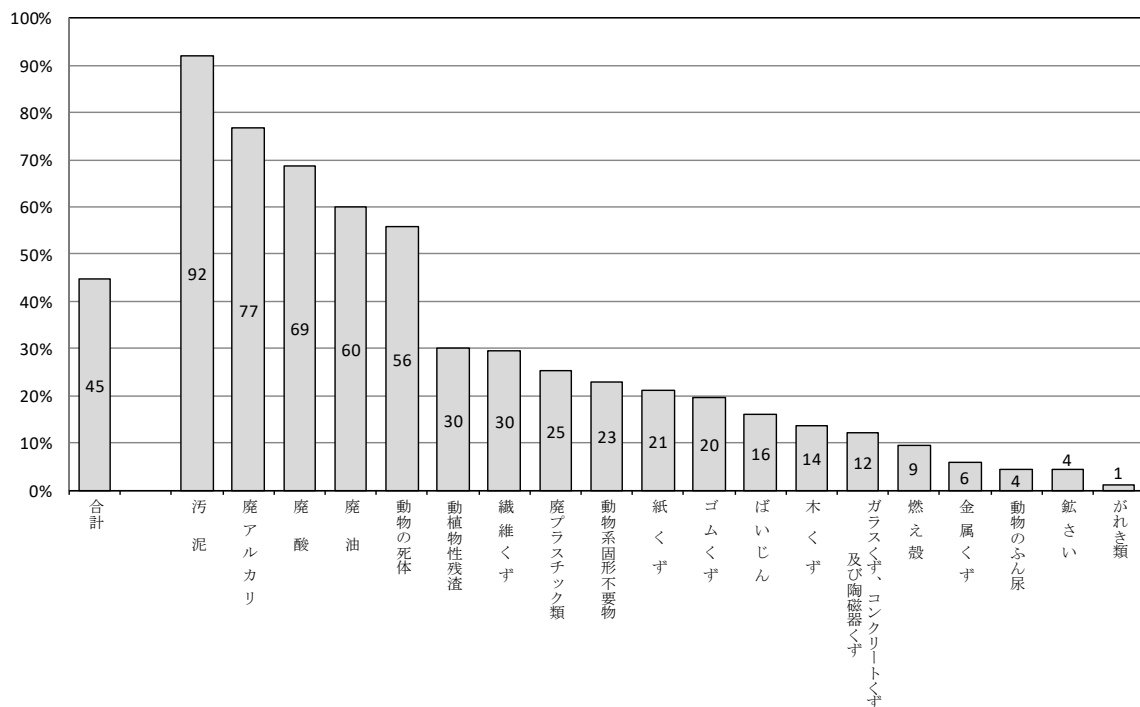
図－Ⅲ・7 産業廃棄物の再生利用量の種類別内訳（平成29年度実績値）

(2) 減量化量

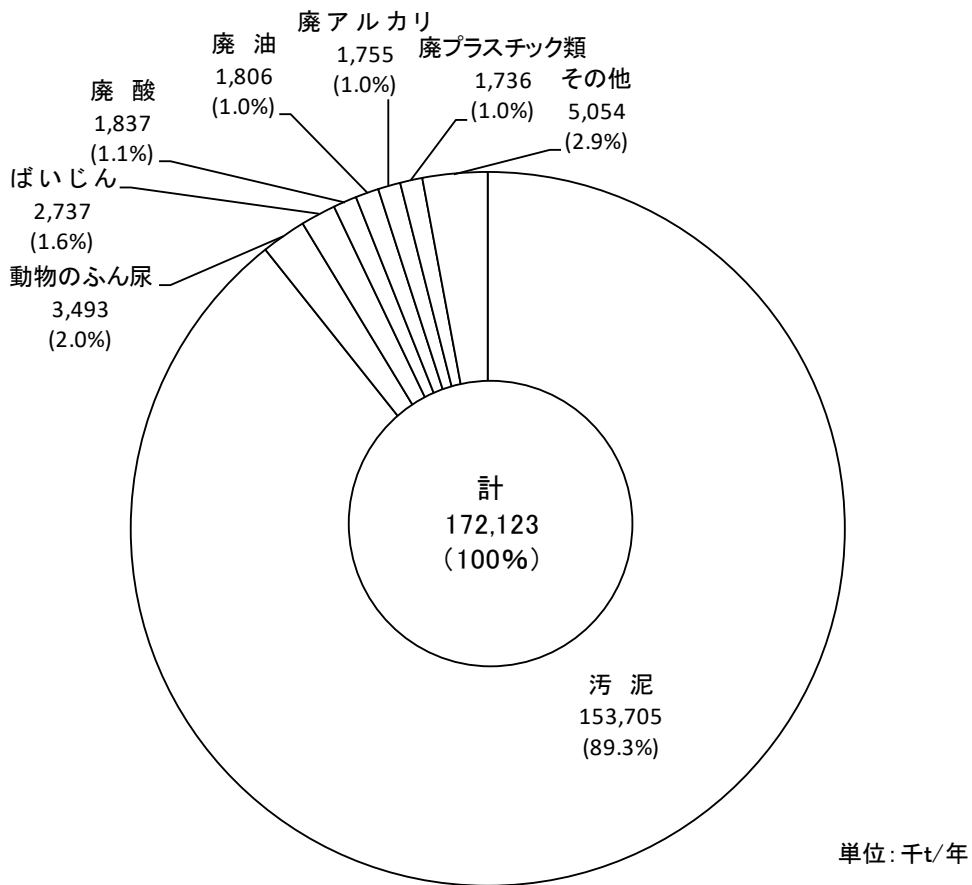
産業廃棄物の減量化量は、図－Ⅲ・4に示したように、排出量約 385,636 千トンのうち約 172,123 千トン（全体の 45%）であった。

種類別にみると、図－Ⅲ・8に示すように、減量化率の最も高い廃棄物は、汚泥の 92%（約 153,705 千トン）、次いで廃アルカリの 77%（約 1,755 千トン）、廃酸の 69%（約 1,837 千トン）、廃油の 60%（約 1,806 千トン）であった。一方、減量化率の低い廃棄物は、がれき類の 1%（約 734 千トン）、鉋さいの 4%（約 596 千トン）、動物のふん尿の 4%（約 3,493 千トン）及び金属くずの 6%（約 464 千トン）であった。

また、量的にみると、図－Ⅲ・9に示すように、汚泥の約 153,705 千トン（全体の 89.3%）、動物のふん尿の約 3,493 千トン（同 2.0%）が多く、これら 2 種で再生利用量全体の 9 割以上を占めている。



図－Ⅲ・8 産業廃棄物の種類別減量化率（平成 29 年度実績値）



※四捨五入して表示しているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。
また、廃棄物合計量も合算値と合わない場合がある。

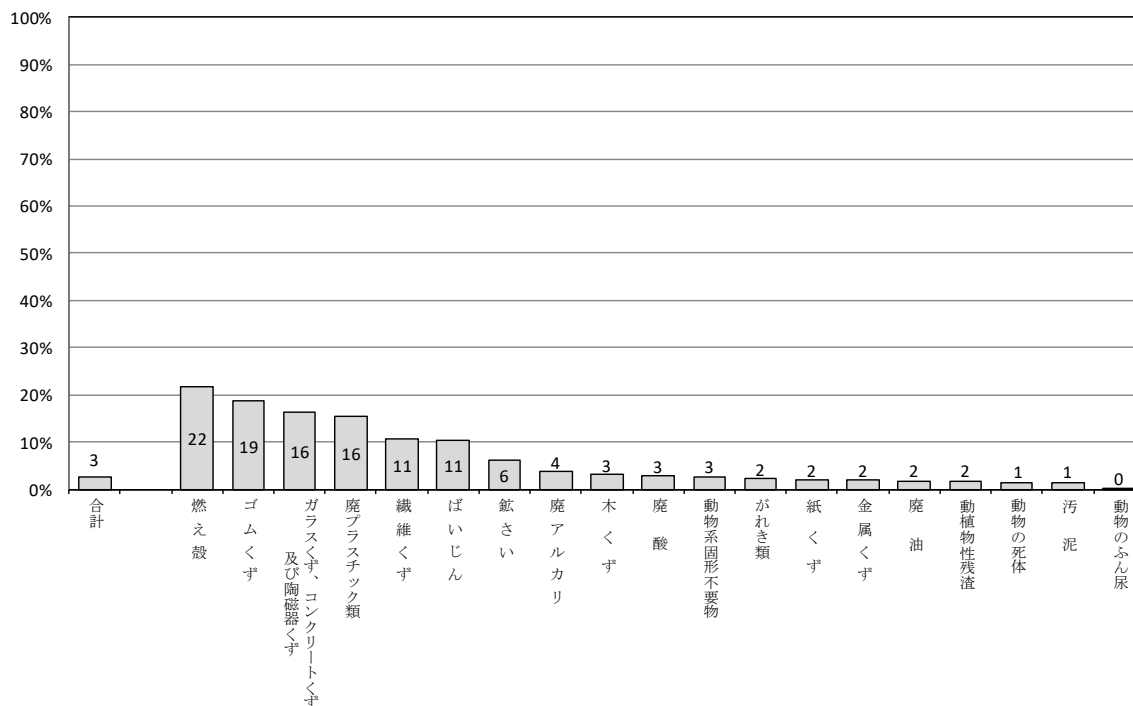
図一Ⅲ・9 産業廃棄物の減量化量の種類別内訳 (平成 29 年度実績値)

(3) 最終処分量

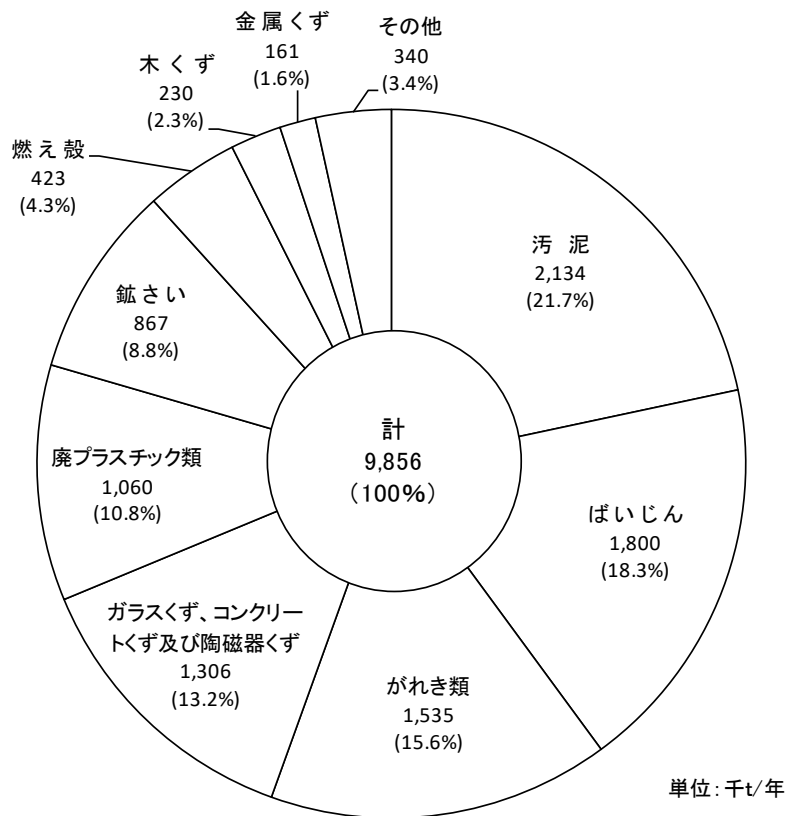
産業廃棄物の最終処分量は、図－Ⅲ・4に示したように、排出量約385,636千トンのうち約9,856千トン（全体の3%）であった。

種類別にみると、図－Ⅲ・10に示すように、最終処分率の高い廃棄物は、燃え殻の22%（約423千トン）、ゴムくずの19%（約7千トン）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの16%（約1,306千トン）、廃プラスチック類の16%（約1,060千トン）であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、動物のふん尿の0%（約41千トン）、汚泥の1%（約2,134千トン）、動物の死体の1%（約2千トン）であった。

また、量的にみると、図－Ⅲ・11に示すように、汚泥の約2,134千トン（全体の21.7%）、ばいじんの約1,800千トン（同18.3%）、がれき類の約1,535千トン（同15.6%）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの約1,306千トン（同13.2%）が多く、これら3種で最終処分量全体のおよそ7割を占めた。



図－Ⅲ・10 産業廃棄物の種類別最終処分率（平成29年度実績値）



※四捨五入して表示しているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。
また、廃棄物合計量も合算値と合わない場合がある。

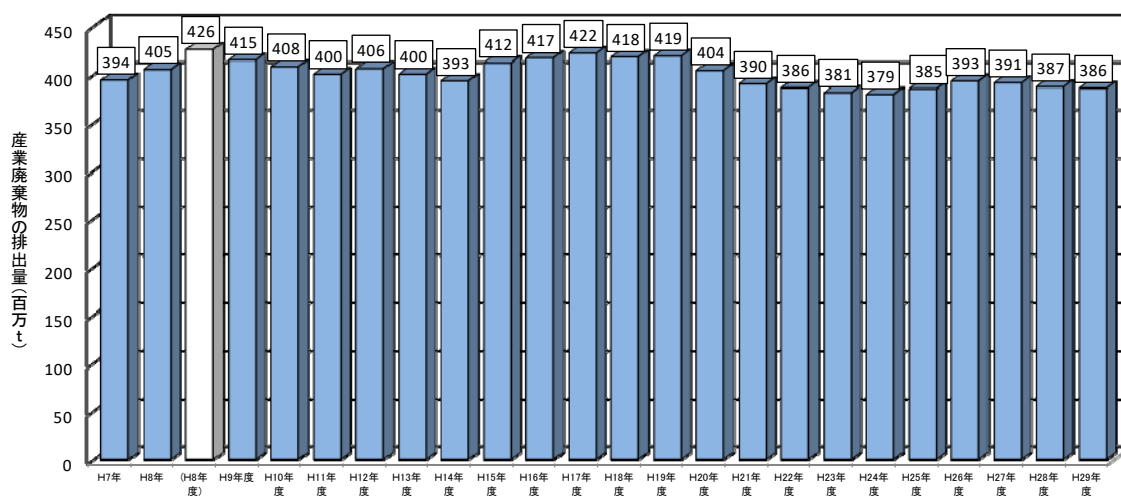
図－Ⅲ・11 産業廃棄物の最終処分量の種類別内訳（平成29年度実績値）

IV. まとめ

推計された排出量及び処理・処分状況について平成 29 年度実績及びそれ以前の調査結果との比較を行った。

1. 産業廃棄物排出量の変化

全国の産業廃棄物の排出量の推移を図-IV・1に示す。平成 29 年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約 3 億 8,600 万トンであり、平成 28 年度実績から約 100 万トン減少した。



平成8年度より排出量の推計方法が一部変更されている。平成8年度及びそれ以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」(平成11年9月28日政府決定)と同じ前提条件で算出されている。

※ダイオキシン対策基本方針(ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づく政府の設定値

図-IV・1 産業廃棄物排出量の推移(平成 29 年度実績値)

1-1 産業廃棄物の業種別排出量

産業廃棄物の業種別排出量について、前年度との比較を図-IV・2に示す。

排出量が多い業種は、平成28年度実績と比べて建設業と農業、林業の間で順位の逆転が起きているものの同様の傾向を示している。

個別の業種別排出量について増減をみると、農業、林業は約2,566千トン、鉄鋼業は1,889千トン、パルプ・紙・紙加工品製造業は818千トン減少した。一方、建設業は3,189千トン、電気・ガス・熱供給・水道業は約1,339千トン増加した。

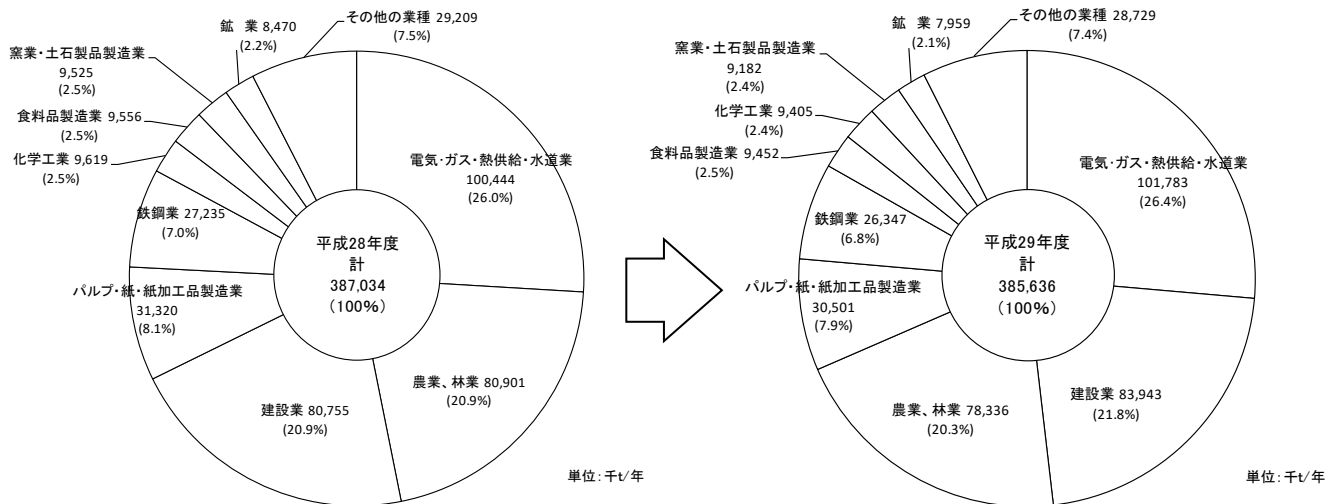


図-IV・2 産業廃棄物の業種別排出量の推移 (平成29年度実績値)

1-2 産業廃棄物の種類別排出量

産業廃棄物の種類別排出量について、前年度との比較を図-IV・3に示す。

排出量が多い廃棄物は、平成28年度実績と比べて順位の変動はない。

個別の種類別排出量について増減をみると、動物のふん尿は約2,571千トン、汚泥は約427千トン減少した。一方、がれき類は約2,468千トン増加した。

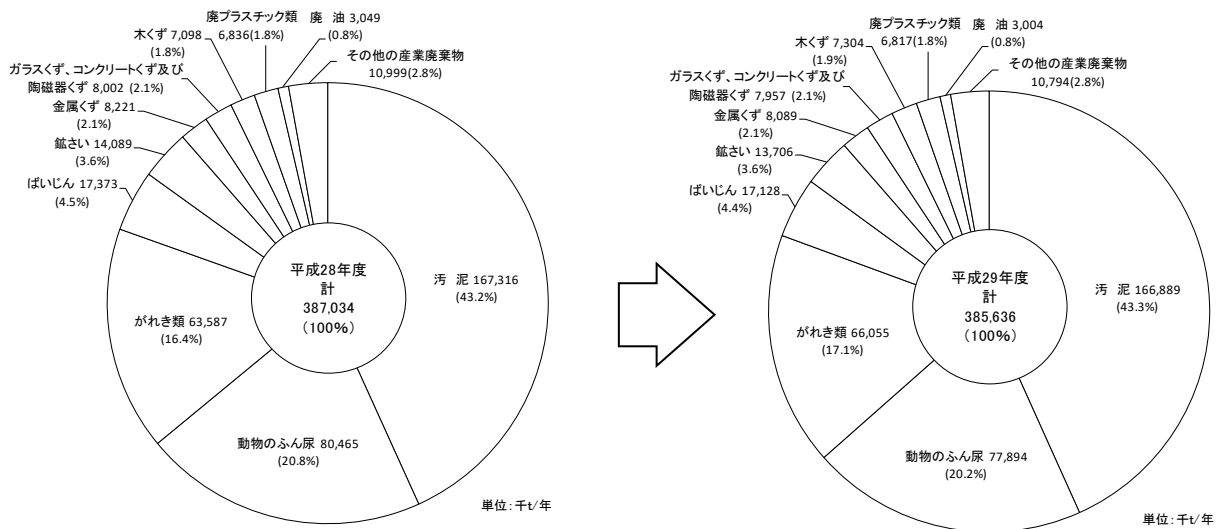


図-IV・3 産業廃棄物の種類別排出量の推移 (平成29年度実績値)

1-3 産業廃棄物の地域別排出量

産業廃棄物の地域別排出量について、前年度との比較を図-IV・4に示す。

地域別の排出量では、平成28年度実績と比べて九州と近畿の間で順位の逆転が起きているものの同様の傾向を示している。

個別の地域別排出量について主な増減量をみると、九州は約628千トン、中国は約442千トン、関東は約430千トン減少した。一方、東北は約949千トン増加した。

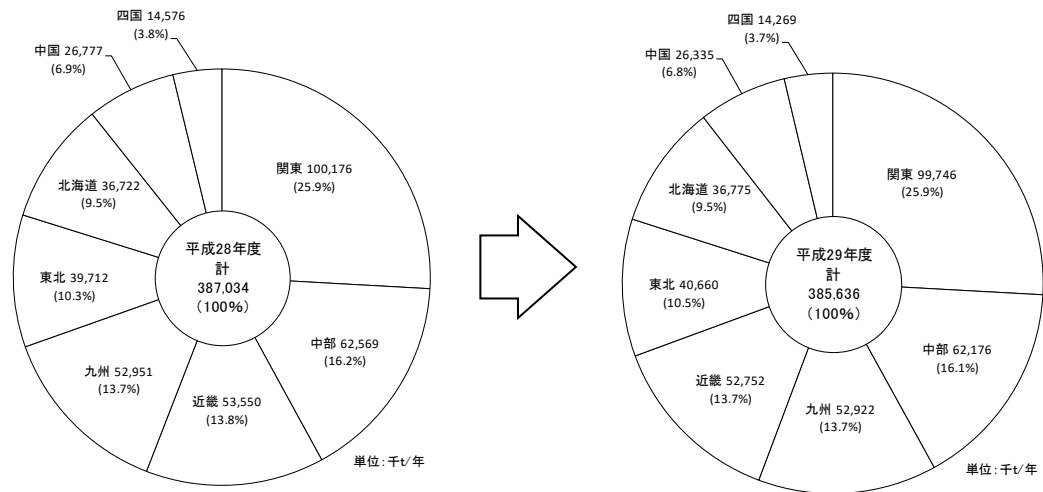


図-IV・4 産業廃棄物の地域別排出量の推移（平成29年度実績値）

2. 産業廃棄物の処理状況の変化

2-1 直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移

直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移を図-IV・5に示す。

平成28年度実績と比べ、平成29年度では直接再生利用量が約100万トン、中間処理量が約100万トン減少しており、直接最終処分量はほぼ変わらない状況となっている。

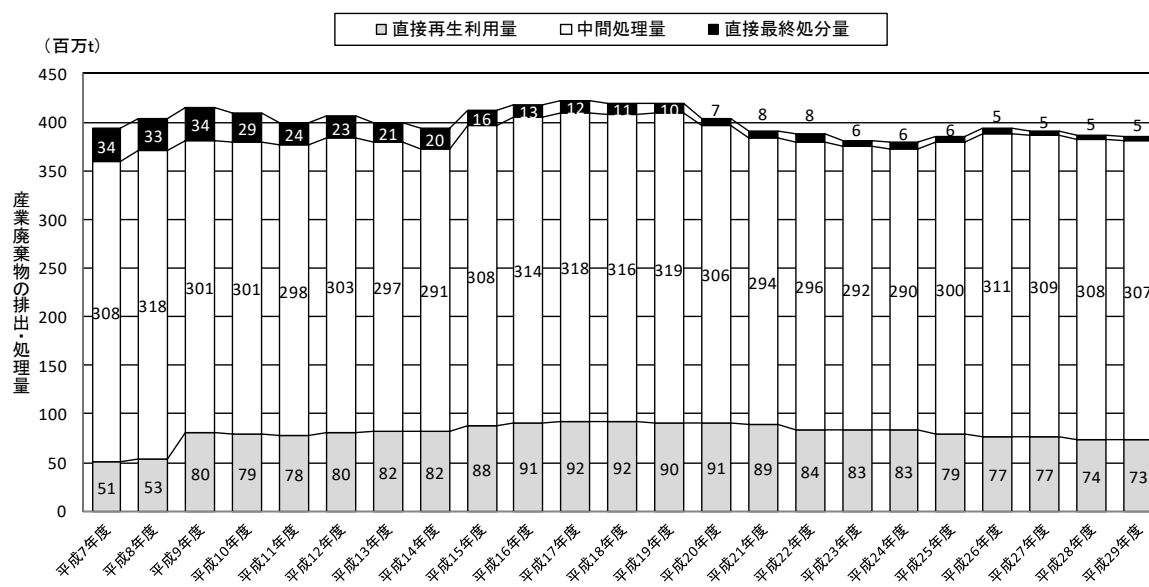
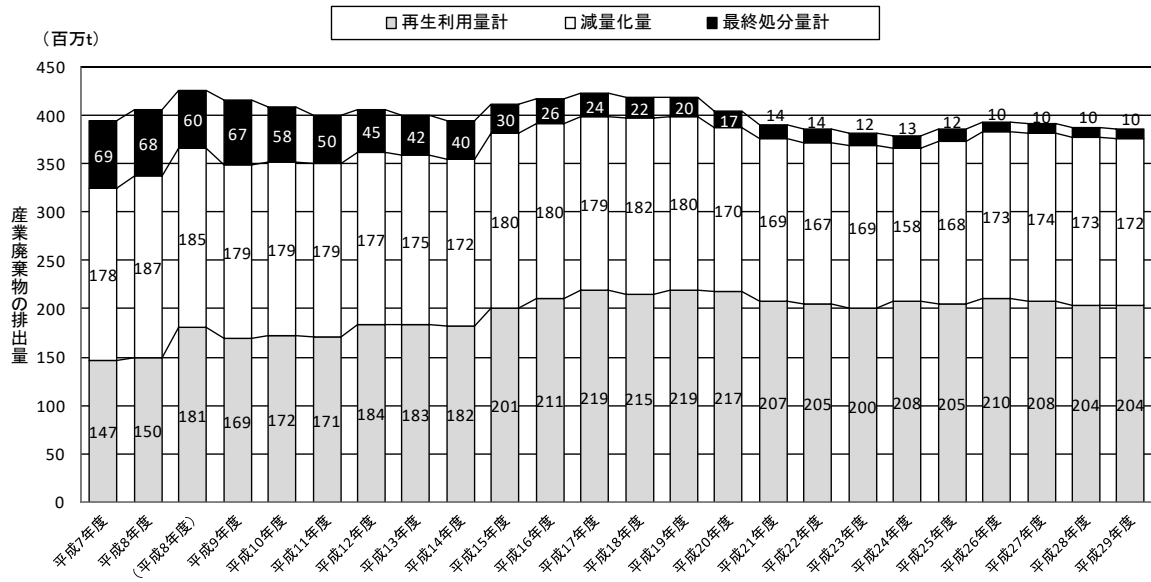


図-IV・5 産業廃棄物の直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移
(平成29年度実績値)

2-2 再生利用量、減量化量、最終処分量の推移

再生利用量、減量化量、最終処分量の推移を図-IV・6に示す。

平成28年度実績と比べ、平成29年度では減量化量が約100万トン減少しており、再生利用量及び最終処分量はほぼ変わらない状況となっている。



平成8年度より排出量の推計方法が一部変更されている。平成8年度及びそれ以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」（平成11年9月28日政府決定）と同じ前提条件で算出されている。

※ ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく政府の設定値

図-IV・6 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量の推移（平成29年度実績値）

資料編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領

平成 30 年度 産業廃棄物排出・処理状況調査 調査票記入要領 (平成 28 年度実績(確定値)・平成 29 年度実績(速報値))

1. 調査の概要

本調査は、平成 28 年度実績(確定値)及び平成 29 年度実績(速報値)の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況を、都道府県別・業種別・廃棄物種類別に調査するものである。なお、調査結果は、環境省及び都道府県・政令市が産業廃棄物処理行政を推進するための基礎資料として活用するものとする。

2. 調査対象

調査は域内の産業廃棄物の排出・処理状況について、平成 28 年度実績調査及び平成 29 年度実績調査を実施した都道府県を対象とする。

3. 回答方法

貴都道府県の産業廃棄物排出・処理状況について、平成 28 年度実績及び平成 29 年度実績別に、同封する CD-R に保存されてある EXCEL ファイルに入力して提出していただく。なお、これらのファイル名において“〇〇県”を該当する都道府県名に修正すると、ファイル内の都道府県名が自動的に反映される。

○平成 28 年度実績調査(確定値)

CD-R 中の「調査票(H28)」フォルダ内にある EXCEL ファイル(産廃調査票 H28 (H19 以降改訂) _〇〇県.xls)を使用する。

○平成 29 年度実績調査(速報値)

CD-R 中の「調査票(H29)」フォルダ内にある EXCEL ファイル(産廃調査票 H29 (H19 以降改訂) _〇〇県.xls)を使用する。

4. 調査票(EXCEL ファイル)の構成

平成 28 年度実績調査、平成 29 年度実績調査ともに、調査票はⅠからⅢの 3 種(合計 8 シート)で構成され、各項目の内容は次の通りである。

(1) 調査状況票(4 シート:Ⅰ-1~Ⅰ-4)

各都道府県で実施した既往の産業廃棄物調査の内容を調査するものである。調査項目は、調査時期、調査方法、対象事業所数などである。

(2) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(2 シート:Ⅱ-1、Ⅱ-2)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量を調査するものであり、中分類(一部小分類)以上を対象とする。(別表-1 参照)

(3) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票(2 シート:Ⅲ-1、Ⅲ-2)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別の排出処理状況を調査するものである。排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。(フロー図(別図-1)参照)

5. 記入要領

(1) 調査状況 (調査票Ⅰ-1)

連絡先や調査時期などを「①調査状況」に記入する。

また、可能であれば貴都道府県で実施された「調査報告書」を別途送付いただく。

1) 連絡先及び担当者

調査結果等の問い合わせ先について、担当部課、電話番号・FAX、担当者、メールアドレスを記入する。

2) 調査実施概況

調査時期及び調査機関名を記入する。また、各都道府県で自ら行った場合は担当部課名を記入する。

(2) 調査方法 (調査票Ⅰ-2、3)

- 「②産業廃棄物排出状況の調査方法（業種毎）」及び「④産業廃棄物処理状況の調査方法（処理区分毎）」について、排出状況及び処理状況の調査方法を、別表-3の調査方法コードの中から該当する調査方法を選びコード番号で記入する。未調査の場合は「-」を記入する。また、複数回答の場合は、半角カンマで区切って記入する（例：3,4）。

「その他」の場合は、コード番号「15」を記入し、備考欄に具体的な方法または名称を記入する。調査方法にコメントが必要な場合も、備考欄に記入する。

- 「③業種別排出量の算出方法」及び「⑤処理項目毎の推計量の算出方法」について、排出量及び処理量の算出方法を記入する。記入スペースが足りない場合は、シートを追加し記入する。なお、算出方法が記載されている資料を添付することも可とする。その場合は、当該算出方法をどの産業分類またはフロー図（別図-1）の項目について用いたかを明記する。

(3) 調査実施状況一覧 (調査票Ⅰ-4)

「⑥調査実施状況一覧」に、下記の項目について可能な範囲で業種毎に該当欄に記入する。

- (a)～(d)には、該当する事業者数を記入する。
 - (a)調査対象事業所数 : 都道府県における調査対象業種の総事業所数
 - (b)抽出事業所数 : 調査対象事業所のうち、実際の調査対象（調査票の送付対象者）として抽出した事業所数
 - (c)回収事業所数 : 調査回答を回収した事業所数
 - (d)有効回答数 : 調査回答のうち集計に有効であった事業所数
 - (e)～(j)には、事業者調査データ等から都道府県全体への排出推計にあたって用いた活動量に係る事項を記入する。ここで、活動量とは、年間年間製造品出荷額（製造業）、年間元請完成工事高（建設業）、従業員数（サービス業等）のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字の中から、統計情報が整備されていて利用しやすいものを使用する。
 - (e)集計活動量指標 : 有効回答である事業所の活動量の合計値
 - (f)母集団活動量指標 : 都道府県全体の調査対象業種の活動量の合計値
 - (g)集計廃棄物量 : 有効回答数に含まれる事業所の産業廃棄物量の合計値
 - (h)推計廃棄物量 : 推計によって算出した産業廃棄物量の合計値
 - (i)使用した活動量指標の名称 : (e)～(h)で使用した活動量の名称（資料調査の場合は資料名）
 - (j)活動量指標の単位 : 活動量の単位
- ※(g)、(h)の廃棄物量の単位は、“トン/年”とする

(4) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票 (調査票Ⅱ-1、2)

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の業種別・種類別の排出量（単位はトン/年）を、該当欄に記入する。回答欄のうち、網掛け箇所は記入しない。

排出量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。

特別管理産業廃棄物については、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類のみで

可とする。

調査対象業種が中小分類の項目はできるだけ中小分類（薄オレンジ色のセル）で回答していただくが、取りまとめ上、大分類のみまでしか集計できていない場合は、大分類の欄（水色のセル）に記入する。

※平成 29 年度実績調査（速報値）について、平成 29 年度より新たに廃棄物区分に設定された「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」について、今年度調査では調査対象外とする（次年度調査より調査対象予定）。

（５）産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（調査票Ⅲ－１、２）

産業廃棄物実態調査等の集計による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の**種類別処理処分量（単位はトン／年）**を該当欄に記入する。

排出量及び処理量のフロー図（別図－１）を参照して（４）と同要領で記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

処理処分量が０（ゼロ）の場合は『０』と明記し、未調査による不明箇所は「－」を記入する。

処理区分はフロー図（別図－１）のとおりで回答していただくが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入する。

フロー図（別図－１）の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における**独自の処理状況を示す資料**を添付していただく。

別表－１ 調査対象業種の区分（平成 19、25 年度改訂の日本標準産業分類による）

大分類	中分類	小分類	細分類
(A)農業，林業	(A01)農業	(A011)耕種農業	
		(A012)畜産農業	
(B)漁業	(A02)林業		
	(B03)漁業		
	(B04)水産養殖業		
(C)鉱業，採石業，砂利採取業【鉱業】	(C)鉱業，採石業，砂利採取業		
(D)建設業	(D)建設業		
(E)製造業	(E09)食料品製造業		
	(E10)飲料・たばこ・飼料製造業		
	(E11)繊維工業		
	(E12)木材・木製品製造業		
	(E13)家具・装備品製造業		
	(E14)パルプ・紙・紙加工品製造業		
	(E15)印刷・同関連業		
	(E16)化学工業		
	(E17)石油製品・石炭製品製造業		
	(E18)プラスチック製品製造業		
	(E19)ゴム製品製造業		
	(E20)なめし革・同製品・毛皮製造業		
	(E21)窯業・土石製品製造業		
	(E22)鉄鋼業		
	(E23)非鉄金属製造業		
	(E24)金属製品製造業		
	(E25)はん用機械器具製造業		
	(E26)生産用機械器具製造業		
	(E27)業務用機械器具製造業		
	(E28)電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	(E29)電気機械器具製造業		
	(E30)情報通信機械器具製造業		
	(E31)輸送用機械器具製造業		
(E32)その他の製造業			
(F)電気・ガス・熱供給・水道業 【電気・水道業】	(F33)電気業		
	(F34)ガス業		
	(F35)熱供給業		
	(F36)水道業	(F361)上水道業	
		(F363)下水道業	
(G)情報通信業	(G37)通信業		
	(G38)放送業		
	(G39)情報サービス業		
	(G40)インターネット付随サービス業		
	(G41)映像・音声・文字情報制作業		
(H)運輸業，郵便業【運輸業】	(H42)鉄道業		
	(H43)道路旅客運送業		
	(H44)道路貨物運送業		
(I)卸売業，小売業 【卸・小売業】	(I50)各種商品卸売業		
	(I53)建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	(I531)建築材料卸売業	(I5311)木材・竹材卸売業
	(I56)各種商品小売業		
	(I59)機械器具小売業	(I591)自動車小売業	
		(I593)機械器具小売業	
	(I60)その他の小売業	(I601)家具・建具・畳小売業	
		(I602)じゅう器小売業	
(I605)燃料小売業			
(K)不動産業，物品賃貸業【不動産業】	(K70)物品賃貸業		
(L)学術研究，専門・技術サービス業 【学術研究】	(L71)学術・開発研究機関		
	(L74)技術サービス業	(L746)写真業	
(M)宿泊業，飲食サービス業【宿泊・飲食】	(M76)飲食店		
(N)生活関連サービス業，娯楽業【生活関連】	(N78)洗濯・理容・美容・浴場業	(N781)洗濯業	
(O)教育，学習支援業	(O)教育，学習支援業		
(P)医療，福祉【医療・福祉】	(P83)医療業		
(Q)複合サービス事業	(Q)複合サービス事業		
(R)サービス業（他に分類されないもの） 【サービス業】	(R89)自動車整備業	(R891)自動車整備業	
	(R95)その他のサービス業	(R952)と畜業	
(S)公務（他に分類されるものを除く）【公務】	(S)公務		

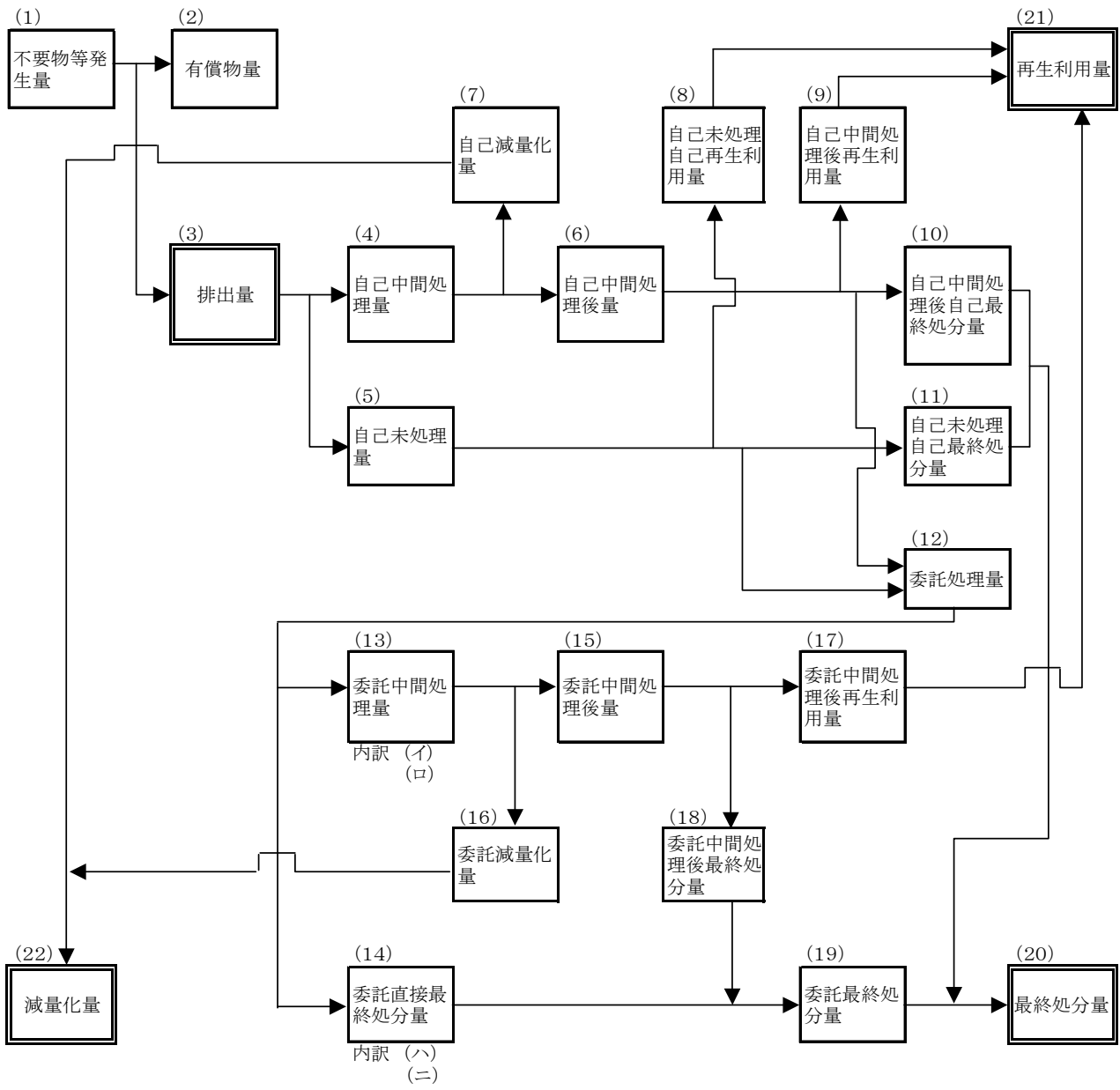
注)表中の（ ）は、日本標準産業分類の分類番号を、【 】は、略称を示す。

別表 - 2 用語の定義

項目	フロー図 No	定義	
不要物等発生量	(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量 ^(*1) 及び有償物量	
有償物量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量	
排出量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量	
自己処理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6)	(4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(7)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(8)	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用 ^(*2) した量
	自己中間処理後再生利用量	(9)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(10)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理自己最終処分量	(11)	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託処理	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(14)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(15)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16)	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託最終処分量	(19)	処理業者等で最終処分された量
最終処分量	(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計	
再生利用量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量	
減量化量	(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量	

(*1)建設業以外からのがれき類の排出は事業者が自ら解体した場合に限られ、建設工事等における排出事業者には、原則として元請け業者が該当する。

(*2)「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。



注) (イ); (5)のうち委託中間処理された量
 (ロ); (6)のうち "
 (ハ); (5)のうち委託最終処分された量
 (ニ); (6)のうち "

別図 - 1 排出量及び処理状況のフロー図
 (都道府県内で排出され、都道府県内及び都道府県外で処理処分した合計量)

別表－3 調査方法コード

調査方法			コード番号	
排出事業者に対する調査	全数調査		1	
	標本調査	全県一律	単純無作為抽出	2
			層別無作為抽出	3
		地域分割	単純無作為抽出	4
			層別無作為抽出	5
	資料調査		6	
処理業者に対する調査	全数調査		7	
	標本調査		8	
	資料調査		9	
行政報告利用法	多量排出事業者に関する報告		10	
	処理業者の実績に関する報告		11	
	その他法的な報告		12	
過去調査結果利用法	過去調査時の原単位を使用する方法		13	
	原単位以外で前回結果を使用する方法		14	
その他			15	

「全数調査」：統計で、対象となる集団全部をもれなく調査すること。

「標本調査」：母集団から標本を抜き出して、それについて調査し、数学的（確率論的）に母集団の性質を推測すること。

「資料調査」：既に公表されている統計資料等にもとづいて調査すること。

調査票 I - 1

都道府県名	〇〇県
-------	-----

平成28年度実績産業廃棄物排出・処理状況調査票(実績値)

(H19,25改訂産業分類対応版)

①調査状況

1) 連絡先及び担当者

担当部課名	部(局)	課(室)	係
電話番号(代表/直通)	内線	FAX	
担当者名	メールアドレス		

2) 調査実施概況

調査時期	調査機関名
平成 年 月 ~ 平成 年 月	

調査票 I-2

調査票 I-2

(H19.25改訂産業分類対応版)

②産業廃棄物排出状況の調査方法(業種毎)

- 産業廃棄物の排出状況の調査方法を「調査票記入要領」の「別表-3」から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は“-”を記入してください。
- 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。
- 調査方法にコメントが必要な場合は備考欄に記入してください。

都道府県名 ○○県 実績年度 平成28年度

③業種別排出量の算出方法

- 業種毎の排出量の算出方法をご記入下さい。記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可とするが、当該算出方法をどの産業分類で用いたか明記すること。

大分類	番号	産業分類			コード	調査方法の種類 排出状況調査	備考	
		中分類	小分類	細分類				
(A) 農業、林業		農業、林業大分類			A			
	1	農業	耕種農業		AO11			
	2		畜産農業		AO12			
	3	林業			AO2			
4	上記以外の農業、林業							
(B) 漁業		漁業大分類			B			
	5	漁業			B03			
	6	水産養殖業			B04			
(C) 鉱業	7	鉱業、採石業、砂利採取業			C			
(D) 建設業	8	建設業			D			
(E) 製造業		製造業大分類			E			
	9	食料品製造業			E09			
	10	飲料・たばこ・飼料製造業			E10			
	11	繊維工業			E11			
	12	木材・木製品製造業			E12			
	13	家具・装飾品製造業			E13			
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業			E14			
	15	印刷・同梱産業			E15			
	16	化学工業			E16			
	17	石油製品・石炭製品製造業			E17			
	18	プラスチック製品製造業			E18			
	19	ゴム製品製造業			E19			
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業			E20			
	21	窯業・土石製品製造業			E21			
	22	鉄鋼業			E22			
	23	非鉄金属製造業			E23			
	24	金属製品製造業			E24			
	25	はん用機械器具製造業			E25			
	26	生産用機械器具製造業			E26			
	27	業務用機械器具製造業			E27			
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業			E28			
	29	電気機械器具製造業			E29			
	30	情報通信機械器具製造業			E30			
	31	輸送用機械器具製造業			E31			
	32	その他の製造業			E32			
	(F) 電気・ガス・熱供給・水道業		電気・ガス・熱供給・水道業大分類			F		
		33	電気業			F33		
		34	ガス業			F34		
		35	熱供給業			F35		
		36	水道業	上水道業		F361		
	37	下水道業			F363			
	(G) 情報通信業		情報通信業大分類			G		
38		通信業			G37			
39		放送業			G38			
40		情報サービス業			G39			
41		インターネット付随サービス業			G40			
42		映像・音声・文字情報制作業			G41			
(H) 運輸業、郵便業		運輸業、郵便業大分類			H			
	43	鉄道業			H42			
	44	道路旅客運送業			H43			
	45	道路貨物運送業			H44			
	46	上記以外の運輸業、郵便業						
(I) 卸売業、小売業		卸売業、小売業大分類			I			
	47	各種商品卸売業			I50			
	48	建築材料、鉱物・金属 材料等卸売業	建築材料卸 業	木材・竹材 卸売業	I5311			
	49	各種商品小売業			I56			
	50	機械器具小売業	自動車小売業		I591			
	51		機械器具小売業		I593			
	52	家具・建具・量小売業			I601			
	53	その他の小売業	じゅう器小売業		I602			
	54		燃料小売業		I605			
	55	上記以外の卸売業、小売業						
(K) 不動産業、物品賃貸業		不動産業、物品賃貸業大分類			K			
56	物品賃貸業				K70			
(L) 学術研究、専門・技術サービス業		学術研究、専門・技術サービス業大分類			L			
	57	学術・開発研究機関			L71			
	58	技術サービス業			L746			
	59	宿泊業、飲食サービス業			M76			
(M) 宿泊業、飲食サービス業		宿泊業、飲食サービス業大分類			M			
	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業						
(N) 生活関連サービス業、娯楽業		生活関連サービス業、娯楽業大分類			N			
	61	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業		N781			
(O) 教育、学習支援業	62	教育、学習支援業			O			
(P) 医療、福祉		医療、福祉大分類			P			
	63	医療業			P83			
64	上記以外の医療、福祉							
(Q) 複合サービス事業	65	複合サービス事業			Q			
(R) サービス業		サービス業大分類			R			
	66	自動車整備業	自動車整備業		R891			
	67	その他のサービス業	と畜場		R952			
	68	上記以外のサービス業						
(S) 公務	69	公務			S			

調査票 I-4

調査票 I-4
⑥調査実施状況一覧

(H19,25改訂産業分類対応版)

都道府県名 O〇県 実績年度 平成28年度

●色付きのセルのみ記入してください。調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。
●記入にあたっては、「調査票記入要領」の5. 記入要領をご参照ください。
●記入にあたってのポイント
・回答欄(a)~(d)には、該当する事業所数を記入してください。
・回答欄(e)~(j)には、事業所総数・先等から都道府県全体への排出量の拡大推計にあたって用いた活動量に関する活動量に記入してください。
・回答欄(g)、(h)の産業物量の単位は、「トン/年」としてください。
※活動量とは、年間製造品出荷額(製造業)、年間元請完成工事高(建設業)、従業員数(サービス業等)のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字を指します。その中から、統計情報が整備されていて使いやすいものを選んでください。

Main data table with columns: 産業分類, コード, 調査対象事業所数, 抽出事業所数, 抽出率, 回収事業所数, 回収率, 有効回答数, 有効回収率, 集計活動量指標, 母集団活動量指標, 指標力パーセント, 集計産業物量, 推計産業物量, 廃棄物量の捕捉率, 使用した活動量の名称(資料調査の場合は資料名)を記入してください, 活動量の単位を記入してください. Rows include categories like (A) Agriculture, (B) Fishing, (C) Mining, (D) Manufacturing, (E) Electricity/Gas/Supply, (F) Information, (G) Transportation, (H) Wholesale/Retail, (I) Research/Service, (J) Education/Health, (K) Public Administration, and (L) Other.

調査票Ⅱ-2

調査票Ⅱ-2

(H19,25改訂産業分類対応版)

都道府県名	〇〇県	実績年度	平成28年度
-------	-----	------	--------

産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別排出量)

- 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量(単位:トン/年)を記入してください。
- 「廃水銀等」の調査項目が追加されています。(赤字)
- 排出量が「0(ゼロ)」の場合は「0」と明記し、未調査による不明箇所は“-”を入力してください。
- 特別管理産業廃棄物は、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類までで構いません。
- 調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。

(単位:トン/年)

大分類	番号	産業分類	コード	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性 産業廃棄物	特定有害産業廃棄物							合計			
								鉛さい	廃石綿等	燃え殻	ばいじん	廃油 (金属等を含むもの)	汚泥 (金属等を含むもの)	廃酸 (金属等を含むもの)		廃アルカリ (金属等を含むもの)	廃水銀等	
農業、林業	農業、林業大分類		A															
	1	耕種農業	A011															
	2	畜産農業	A012															
	3	林業	A02															
	4	上記以外の農業、林業																
漁業	漁業大分類		B															
	5	漁業	B03															
鉱業	鉱業大分類		C															
	7	鉱業、採石業、砂利採取業	C															
建設業	8	建設業	D															
製造業	製造業大分類		E															
	9	食料品製造業	E09															
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	E10															
	11	繊維工業	E11															
	12	木材・木製品製造業	E12															
	13	家具・装飾品製造業	E13															
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14															
	15	印刷・関連業	E15															
	16	化学工業	E16															
	17	石油製品・石炭製品製造業	E17															
	18	プラスチック製品製造業	E18															
	19	ゴム製品製造業	E19															
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20															
	21	窯業・土石製品製造業	E21															
	22	鉄鋼業	E22															
	23	非鉄金属製造業	E23															
	24	金属製品製造業	E24															
	25	はん用機械器具製造業	E25															
	26	生産用機械器具製造業	E26															
	27	業務用機械器具製造業	E27															
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28															
	29	電気機械器具製造業	E29															
	30	情報通信機械器具製造業	E30															
	31	輸送用機械器具製造業	E31															
	32	その他の製造業	E32															
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業大分類		F														
		33	電気業	F33														
		34	ガス業	F34														
		35	熱供給業	F35														
		36	上水道業	F361														
	37	下水道業	F363															
	情報通信業	情報通信業大分類		G														
38		通信業	G37															
39		放送業	G38															
40		情報サービス業	G39															
41		インターネット付随サービス業	G40															
42		映像・音声・文字情報制作業	G41															
運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類		H															
	43	鉄道業	H42															
	44	道路旅客運送業	H43															
	45	道路貨物運送業	H44															
	46	上記以外の運輸業、郵便業																
卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類		I															
	47	各種商品卸売業	I50															
	48	木材・竹材卸売業	I5311															
	49	各種商品小売業	I56															
	50	自動車小売業	I591															
	51	機械器具小売業	I593															
	52	家具・寝具・敷小売業	I601															
	53	じゅう器小売業	I602															
	54	燃料小売業	I605															
55	上記以外の卸売業、小売業																	
不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類		K															
	56	物品賃貸業	K70															
学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類		L															
	57	学術・開発研究機関	L71															
	58	写真業	L746															
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類		M															
	59	飲食店	M76															
	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業																
生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類		N															
	61	洗濯業	N781															
教育、学習支援業	教育、学習支援業大分類		O															
	62	医療、福祉大分類	P															
医療、福祉	医療、福祉大分類		P															
	63	医療業	P83															
	64	上記以外の医療、福祉																
教育、学習支援業	教育、学習支援業大分類		Q															
	65	複合サービス事業	Q															
サービス業	サービス業大分類		R															
	66	自動車整備業	R891															
	67	上審場	R952															
	68	上記以外のサービス業																
公務	69	公務	S															
合計																		

都道府県名 業種年度 平成28年度

調査票Ⅲ-1 (H19.25改訂産業分類対応版)
産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量)

- 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の種類別処理処分量(単位:トン/年)を記入してください。
- 産業廃棄物は発生から最終処分量まで種類が変わらないものとして記入してください。
- 平成29年度実績調査より水銀含有率(水銀含有率)、臭気、汚泥、腐酸、腐アルカリ、酸、ばいじん、水銀仕舞製品、産業廃棄物の調査項目が追加されています。(赤字)
- 処理処分量が0(ゼロ)の場合は0と明記し、不明箇所は“-”を入力してください。
- 処理区分はフロー図で回答してください。取りまじり、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない場合は、下表右端にある所定の欄に記入してください。
- フロー図の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県で実施した独自の処理状況を添付してください。

産業廃棄物の種類	合計量で把握している場合はここに記入する。																				
	(1) 不 燃物 等 発生 量	(2) 排 出 量	(3) 自 己 中 間 処 理 量	(4) 自 己 中 間 処 理 後 量	(5) 自 己 未 処 理 量	(6) 自 己 中 間 処 理 後 量	(7) 自 己 滅 菌 化 量	(8) 自 己 再 生 利 用 量	(9) 自 己 再 生 利 用 後 量	(10) 自 己 最 終 処 理 量	(11) 自 己 最 終 処 理 後 量	(12) 委 託 処 理 量	(13) 委 託 中 間 処 理 量	(14) 委 託 中 間 処 理 後 量	(15) 委 託 感 染 性 廃 棄 物 量	(16) 委 託 再 生 利 用 量	(17) 委 託 再 生 利 用 後 量	(18) 委 託 最 終 処 理 後 量	(19) 委 託 最 終 処 理 量	(20) 委 託 最 終 処 理 後 量	
燃え殻																					
汚泥																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類																					
紙くず																					
水くず																					
繊維くず																					
動物性残渣																					
動物系固形不燃物																					
ゴムくず																					
金属くず																					
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず																					
鉄くず																					
がれき類																					
動物のふん尿 [※]																					
動物の死体																					
ばいじん																					

(※)動物のふん尿における尿生利用及び中間処理についての考え方は以下のとおり
 ・尿生利用:たい肥として利用、生ふんのまま販用、たい肥化の過程における水分減少、浄化処理 等
 ・中間処理:畜舎内における水分蒸発、焼却施設における焼却処理 等

製造所県名 ○○県 業種年度 平成28年度

調査票Ⅲ-2
産業廃棄物種別排出・処理状況調査票(特別管理産業廃棄物(産廃廃棄物全体の内数)の種別別処理処分量)

- 特別管理産業廃棄物(産廃廃棄物全体の内数)の種別別処理処分量を記入してください。
- 産廃廃棄物は発生から最終処分まで種別が変わらないものとして記入してください。**
- 「廃水等」の廃棄項目が追加されています。(赤字)**
- 処理処分量が「0」(ゼロ)の場合「0」と明記し、未測定による不明箇所は“-”を記入してください。**
- 処理区分は「2」-「9」とおとりで回答してください。取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計値を計上している場合は、下表右欄にある所定の欄に記入してください。
- 「2」-「9」の処理状況が適用できない場合は、最終処理場を添付してください。

(単位:トン/年)

廃棄物の種類	不 潔 物 等 生 産	排 出 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 中 間 処 理 後 量	自 己 腐 敗 化 量	自 己 利 用 量	自 己 利 用 中 間 処 理 後 量	自 己 利 用 中 間 処 理 後 量 後 量	自 己 利 用 中 間 処 理 後 量 後 量	自 己 利 用 中 間 処 理 後 量 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 腐 敗 化 量	生 産 利 用 中 間 処 理 後 量	終 局 中 間 処 理 後 量	委 託 終 局 中 間 処 理 後 量	直 接 中 間 処 理 量	直 接 中 間 処 理 後 量	合計量で把握している場合はここに記入する。		最 中 間 処 理 後 量	最 中 間 処 理 後 量 後 量	最 中 間 処 理 後 量 後 量			
																		(1)	(2)				(13) _①	(13) _②	(14) _①
廃油																									
廃酸																									
廃アルカリ																									
感染性産業廃棄物																									
鉱さい																									
廃石膏等																									
燃え殻																									
ばいじん																									
特定有害廃棄物 一般廃棄物																									
廃油(金属等を含むもの)																									
汚泥(金属等を含むもの)																									
廃酸(金属等を含むもの)																									
廃アルカリ(金属等を含むもの)																									
廃水等																									

II. 活動量指標

Ⅲ. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料

表一資・Ⅲ・1 都道府県別家畜飼育頭羽数(平成29年度実績値)

No.	都道府県名	乳用牛				肉用牛				豚							鶏				合 計
		搾乳牛 (頭)	乾乳牛 (頭)	未経牛 (頭)	2歳未満 (頭)	乳用種 (頭)	2歳未満 (頭)	2歳以上 (頭)	繁殖豚 (頭)	肥育豚 (頭)	子豚 (頭)	成鶏 (羽)	ヒナ (羽)	ブロイラー (羽)	合計						
1	北海道	392,200	69,200	37,400	292,100	337,900	83,730	55,820	544,800	25,000	1,649,000	5,243,000	4,993,000	13,826,050							
2	北海道	7,000	1,050	230	3,040	28,300	14,880	12,760	306,600	20,800	1,835,000	5,714,000	7,018,000	14,993,750							
3	岩手県	21,500	3,400	2,850	14,100	18,000	36,900	42,630	354,900	23,200	1,724,000	3,836,000	22,442,000	28,555,240							
4	宮城県	11,500	1,710	1,110	4,520	11,200	37,980	20,170	158,600	15,500	689,000	3,788,000	2,403,000	7,773,990							
5	秋田県	2,840	360	180	2,070	1,620	9,500	25,720	226,700	16,600	373,000	1,842,000	0	2,506,980							
6	山形県	7,080	1,170	520	2,070	1,600	22,260	14,370	130,400	8,240	84,000	535,000	481,364	1,272,654							
7	福島県	15,900	2,270	470	2,600	11,100	20,200	17,320	119,700	13,400	1,525,000	3,938,000	700,000	6,346,130							
8	茨城県	33,200	4,690	1,700	12,300	41,500	22,890	17,120	39,640	331,400	32,400	2,706,000	1,233,000	15,737,400							
9	栃木県	21,300	2,780	1,180	9,460	28,600	17,910	56,900	539,800	15,600	4,083,000	5,557,000	1,592,000	11,936,040							
10	埼玉県	5,700	890	290	2,070	7,180	6,280	4,050	7,530	81,700	1,620	2,294,000	2,453,000	54,364	4,918,674						
11	埼玉県	19,700	2,790	1,090	6,710	29,200	6,300	3,630	56,570	335,900	2,924,000	9,450,000	2,438,000	15,495,890							
12	千葉県	950	140	90	350	90	320	180	2,290	2,290	69,000	69,000	0	85,900							
13	東京都	3,900	520	250	1,070	2,340	1,580	690	5,780	57,400	18,000	1,176,000	0	1,263,670							
14	神奈川県	4,670	640	120	1,280	6,940	3,080	1,950	16,340	164,500	11,100	1,688,000	5,057,000	7,801,620							
15	新潟県	1,390	170	50	410	1,290	1,350	800	2,770	26,400	131,000	1,134,000	0	1,303,580							
16	富山県	2,220	270	270	300	1,100	1,040	480	2,620	19,400	2,810	1,024,000	0	1,159,070							
17	石川県	650	90	20	300	3,290	1,070	830	2,090	12,700	1,870	131,000	363,000	467,000	986,350						
18	福井県	2,080	260	180	980	3,850	5,760	5,350	7,230	54,700	6,210	106,000	492,000	657,000	1,360,040						
19	山梨県	9,490	1,420	570	3,850	5,760	10,460	5,350	7,230	54,700	6,210	106,000	492,000	657,000	1,360,040						
20	長野県	3,670	470	80	1,720	2,330	18,320	11,140	9,070	95,600	1,690	1,259,000	4,005,000	924,000	6,332,090						
21	岐阜県	9,010	1,230	490	2,720	13,000	5,370	4,080	32,850	293,500	6,330	1,651,000	6,654,000	898,000	9,802,260						
22	静岡県	16,900	2,330	470	4,670	31,100	7,030	4,080	32,850	293,500	6,330	1,651,000	6,654,000	898,000	9,802,260						
23	愛知県	4,690	480	210	1,340	3,110	16,640	8,080	9,860	84,700	7,720	1,400,000	5,636,000	729,000	7,901,830						
24	三重県	1,800	240	110	620	4,190	10,580	4,500	320	2,420	950	365,000	54,364	502,094							
25	滋賀県	2,590	310	70	740	4,190	3,370	2,180	1,170	13,100	400	56,000	1,344,000	444,000	1,868,200						
26	京都府	970	150	30	130	250	300	130	10	3,420	0	8,000	55,000	66,390							
27	大阪府	8,480	1,190	620	3,240	7,800	25,380	18,810	1,420	17,500	1,500	965,000	4,640,000	2,479,000	8,169,940						
28	兵庫県	2,410	340	60	300	2,290	730	1,050	700	3,440	1,940	106,000	388,000	39,364	546,624						
29	奈良県	480	50	10	70	270	1,360	890	270	1,850	20	27,000	351,000	510,000	892,970						
30	和歌山県	4,840	610	340	2,100	7,350	6,310	4,650	6,160	63,300	1,110	70,000	478,000	3,032,000	3,676,770						
31	鳥取県	6,500	870	310	2,360	6,300	13,590	10,090	3,690	37,000	10	80,000	829,000	382,000	1,371,720						
32	島根県	10,200	1,140	730	4,050	19,600	7,270	6,110	3,790	24,800	9,810	3,118,000	7,383,000	2,513,000	13,101,500						
33	岡山県	4,840	660	600	2,180	11,200	7,090	5,460	8,890	90,900	8,970	2,805,000	6,738,000	600,000	10,287,790						
34	広島県	1,820	230	80	630	3,260	6,210	4,900	1,900	17,600	2,640	569,000	1,484,000	1,587,000	3,679,270						
35	山口県	3,130	430	180	780	13,400	5,820	3,280	3,800	35,400	350	170,000	761,000	4,310,000	5,307,550						
36	徳島県	3,470	450	120	640	12,300	5,040	2,500	3,760	29,400	5,450	1,140,000	4,306,000	2,059,000	7,568,230						
37	香川県	3,310	360	200	1,220	5,560	3,160	1,920	17,200	163,100	9,520	497,000	1,931,000	1,024,000	3,657,560						
38	愛媛県	2,200	360	140	780	2,630	2,630	1,890	2,900	22,400	130	18,000	428,000	428,000	774,470						
39	高知県	8,010	930	530	3,180	9,430	8,100	4,400	7,170	68,000	7,410	509,000	2,757,000	1,280,000	4,465,160						
40	福岡県	1,580	240	50	520	1,330	32,530	17,920	7,840	69,400	6,700	143,000	3,806,000	3,806,000	4,455,110						
41	佐賀県	5,400	680	270	1,350	14,700	30,540	31,840	17,430	161,700	14,200	281,000	1,466,000	4,837,110	4,837,110						
42	長崎県	26,100	3,570	1,660	11,500	34,900	52,200	39,870	26,880	233,800	14,700	253,000	1,670,000	3,183,000	5,551,180						
43	熊本県	7,090	960	1,030	3,540	18,760	11,000	11,720	122,100	122,100	186,000	1,100,000	2,502,000	3,987,210	3,987,210						
44	大分県	8,680	1,090	750	3,070	23,800	122,100	99,000	77,540	678,000	66,700	607,000	3,646,000	28,424,000	33,757,430						
45	鹿児島県	9,070	1,290	1,130	3,270	16,000	168,800	144,600	120,970	981,300	170,100	2,781,000	7,929,000	26,743,000	39,069,530						
46	沖縄県	2,760	370	240	820	650	27,020	45,950	24,130	148,700	52,900	237,000	1,164,000	684,000	2,388,540						
47	全国	731,020	116,070	59,820	421,130	812,780	944,380	757,430	863,050	7,676,350	649,520	42,914,000	139,036,000	138,373,182	333,351,722						

表一資・Ⅲ・2 都道府県別動物のふん尿排出量総括表（平成29年度実績値）

No.	都道府県名	乳用牛				肉用牛				豚				鶏				合 計 (t/年)
		搾乳牛 (t/年)	乾乳牛 (t/年)	未経牛 (t/年)	2歳未満 (t/年)	乳用種 (t/年)	2歳未満 (t/年)	2歳以上 (t/年)	繁殖豚 (t/年)	肥育豚 (t/年)	子豚 (t/年)	成鶏 (t/年)	ヒナ (t/年)	ブロイラー (t/年)				
1	北海道	8,431,712	904,236	488,706	2,622,766	3,108,004	815,991	209,855	1,173,227	53,838	81,856	123,051	236,918					
2	青森県	150,490	13,720	3,005	27,296	165,564	131,978	124,353	660,263	44,793	91,089	124,051	333,004					
3	岩手県	462,218	44,428	37,241	126,604	317,473	359,609	160,267	764,977	49,961	85,479	82,608	2,083,988					
4	宮城県	247,233	22,345	14,504	40,555	103,018	336,564	308,932	341,545	33,379	34,202	81,575	3,720,403					
5	秋田県	61,056	4,704	2,352	8,171	14,901	84,260	73,579	488,198	35,748	18,516	39,667	927,846					
6	山形県	152,209	15,288	6,795	18,587	14,717	197,435	142,089	54,024	280,816	17,745	4,170	21,417					
7	福島県	166,613	15,942	6,141	23,345	102,098	179,164	168,792	45,001	209,105	28,857	84,805	33,215					
8	茨城県	341,826	29,662	12,152	42,560	187,639	168,787	99,891	184,441	1,067,490	15,333	134,326	1,138,780					
9	栃木県	713,750	61,284	22,214	110,442	381,717	203,023	166,843	149,027	713,670	69,773	57,384	58,506					
10	群馬県	457,918	36,326	15,419	84,941	263,063	158,853	102,425	213,916	1,162,459	33,595	202,680	75,540					
11	埼玉県	122,541	11,630	3,789	18,587	66,042	55,700	39,469	28,309	175,941	3,489	113,874	2,580					
12	千葉県	423,520	36,457	14,243	60,249	268,828	55,878	35,376	212,675	1,124,127	77,311	145,147	2,926,805					
13	東京都	20,424	1,529	3,143	3,143	2,838	2,838	4,385	212,675	4,385	506	1,486	2,772,754					
14	神奈川県	83,844	6,795	3,267	9,608	21,523	14,014	6,724	21,730	123,611	2,455	894	0					
15	新潟県	100,398	8,363	1,568	11,493	63,834	27,318	19,004	61,430	354,251	23,904	83,792	40,143					
16	富山県	29,883	2,221	653	3,131	11,865	11,974	7,596	10,414	56,852	8,506	6,503	0					
17	石川県	47,727	3,528	1,045	6,555	4,599	15,788	7,407	9,474	41,178	6,051	5,163	174,771					
18	福井県	13,974	1,176	261	2,694	10,118	9,224	4,385	9,474	41,178	6,051	5,163	0					
19	山梨県	44,717	3,397	2,352	8,799	30,261	9,490	8,089	7,857	27,349	4,027	6,503	171,166					
20	長野県	204,021	18,555	7,448	34,569	52,980	92,775	52,138	27,181	117,796	13,373	5,262	667,870					
21	岐阜県	78,899	6,141	1,045	15,444	21,431	162,489	108,565	34,099	205,875	3,639	62,497	31,175					
22	静岡県	193,701	16,072	6,403	24,423	119,574	47,629	19,101	45,039	181,971	24,765	34,053	43,844					
23	愛知県	363,325	30,446	6,141	41,932	286,058	62,353	39,762	123,500	632,052	13,622	81,956	830,217					
24	三重県	100,828	6,272	2,744	12,032	28,606	147,588	78,744	37,069	182,401	16,628	69,496	858,765					
25	滋賀県	38,697	3,136	1,437	5,567	38,540	93,839	43,855	1,203	5,211	2,046	2,829	1,867,059					
26	京都府	55,681	4,051	915	6,644	2,483	29,890	21,245	4,399	28,211	861	2,780	246,801					
27	大阪府	20,854	1,960	392	1,167	2,300	2,661	1,267	38	7,365	0	397	207,171					
28	兵庫県	182,307	15,550	8,102	29,092	71,744	225,108	183,313	5,338	37,686	3,230	47,903	1,184					
29	奈良県	51,811	4,443	784	2,694	6,715	20,311	10,233	2,632	7,408	4,178	5,262	99,922					
30	和歌山県	10,319	653	131	629	2,483	12,063	8,673	1,015	3,338	43	1,340	1,868					
31	鳥取県	104,053	7,971	4,443	18,856	67,605	55,967	45,317	23,159	136,317	2,390	3,475	72,446					
32	島根県	139,740	11,368	4,051	21,190	57,947	120,537	98,332	13,873	79,680	22	3,971	17,853					
33	岡山県	219,285	14,896	9,539	36,355	180,281	64,481	59,545	14,249	53,407	21,126	154,778	18,126					
34	広島県	104,053	8,624	7,840	19,574	103,018	62,885	53,210	33,422	195,753	19,317	139,240	158,993					
35	山口県	39,127	3,005	1,045	5,657	29,985	55,080	47,753	7,143	37,902	5,685	28,245	19,242					
36	徳島県	67,290	5,619	2,352	7,004	123,253	51,920	31,770	14,286	76,234	754	8,439	28,470					
37	香川県	74,600	5,880	1,568	5,747	113,135	44,702	24,364	14,136	63,528	11,737	56,590	70,503					
38	愛媛県	71,160	4,704	2,613	10,954	51,141	28,028	18,711	64,663	351,236	20,501	24,671	97,700					
39	高知県	47,297	4,704	1,829	7,004	9,566	23,327	18,419	10,903	48,238	280	894	48,589					
40	福岡県	172,203	12,152	6,926	28,553	86,737	71,843	42,880	26,956	146,438	15,957	25,372	20,309					
41	佐賀県	33,968	3,136	653	6,669	6,737	28,825	17,439	29,474	14,428	7,099	7,099	60,736					
42	長崎県	116,092	8,886	3,528	12,122	135,211	310,297	174,639	65,528	348,221	30,580	13,949	180,595					
43	熊本県	561,111	46,649	21,691	103,259	321,010	462,988	388,553	101,055	503,488	31,656	12,559	133,429					
44	大分県	152,424	12,544	13,459	31,786	101,178	166,392	186,529	44,061	262,942	8,334	9,233	1,441,011					
45	宮崎県	186,607	14,243	9,800	27,566	128,912	1,082,966	964,806	291,512	1,460,073	143,638	30,131	35,963					
46	鹿児島県	194,991	16,856	14,766	29,361	147,168	1,497,172	1,409,199	454,787	2,113,230	386,310	138,049	1,106,185					
47	沖縄県	59,336	4,835	3,136	7,363	5,979	239,654	447,806	90,717	320,225	11,765	25,067	7,821,596					
	全国	15,715,833	1,516,687	781,668	3,781,326	7,475,950	8,376,178	7,381,534	3,244,636	16,531,020	1,398,741	2,130,251	6,565,807					

表一 資・Ⅲ・3 都道府県別動物の死体の原単位 (平成29年度実績値)

No.	都道府県名	共済加入の頭数						共済加入の死亡数						共済加入の死亡率					
		乳用牛		肉用牛		種豚	肉豚	乳用牛		肉用牛		種豚	肉豚	乳用牛		肉用牛		種豚	肉豚
		頭数	原単位	頭数	原単位	頭数	原単位	頭数	原単位	頭数	原単位	頭数	原単位	頭数	原単位	頭数	原単位	頭数	原単位
1	北海道	1,383,664	277,059	5,818	81,489	10,679	115	6,990	0	0.039	0.020	0.086							
2	青森県	10,188	43,488	1,217	10,990	588	479	0	0.058	0.011	0.000	0.000							
3	岩手県	61,060	106,700	7,922	101,736	3,756	3,022	18	982	0.075	0.028	0.001	0.010						
4	宮城県	25,655	85,453	1,642	10,854	1,934	2,372	1	688	0.061	0.026	0.000	0.008						
5	秋田県	5,620	24,728	9,881	90,608	342	680	1	354	0.033	0.058	0.035							
6	山形県	17,176	40,076	6,140	76,314	1,881	1,317	354	2,695	0.083	0.023	0.000	0.000						
7	福島県	8,565	43,723	2,316	26,665	707	995	0	8,676	0.020	0.003	0.038							
8	茨城県	38,408	37,093	28,523	229,051	2,114	727	92	0	0.106	0.028	0.002	0.000						
9	栃木県	44,266	52,481	7,066	18,743	4,692	1,460	16	919	0.066	0.013	0.002	0.017						
10	群馬県	41,721	19,312	5,784	52,780	2,345	243	13	508	0.041	0.074	0.074	0.225						
11	埼玉県	12,727	2,141	743	2,280	87	55	55	75,469	0.028	0.034	0.165							
12	千葉県	59,084	16,739	40,259	458,389	3,878	470	1,358	0	0.094	0.020	0.000	0.000						
13	東京都	2,277	607	0	0	213	12	0	0	0.082	0.032	0.033	0.106						
14	神奈川県	10,460	3,712	3,247	35,395	862	118	107	3,755	0.071	0.002	0.002	0.067						
15	新潟県	12,137	8,829	10,072	77,332	862	276	16	5,148	0.084	0.035	0.000	0.000						
16	富山県	3,019	2,711	557	10,383	253	94	0	0	0.079	0.030	0.000	0.000						
17	石川県	4,815	1,529	1,077	10,862	382	46	0	0	0.075	0.029	0.000	0.000						
18	福井県	1,247	2,277	225	862	49	39	12	0	0.113	0.017	0.053	0.000						
19	山梨県	6,511	4,847	1,417	10,034	490	142	0	0	0.082	0.020	0.069	0.000						
20	長野県	22,645	16,867	845	2,400	1,847	337	58	0	0.070	0.022	0.000	0.000						
21	岐阜県	9,253	40,330	3,824	39,905	668	1,012	2	988	0.025	0.001	0.025	0.000						
22	静岡県	20,447	15,091	2,185	15,552	1,651	292	9	120	0.081	0.019	0.004	0.008						
23	愛知県	33,972	27,452	1,106	4,191	3,553	655	32	0	0.099	0.024	0.029	0.000						
24	三重県	10,648	19,639	336	1,080	748	423	0	0	0.070	0.022	0.000	0.000						
25	滋賀県	4,550	18,573	0	286	166	247	2	120	0.036	0.013	0.000	0.420						
26	京都府	3,731	3,240	0	0	463	50	0	0	0.124	0.015	0.000	0.000						
27	大阪府	1,188	61	0	0	106	0	0	0	0.089	0.000	0.000	0.000						
28	兵庫県	26,583	58,481	77	1,184	2,732	2,055	3	48	0.103	0.035	0.039	0.041						
29	奈良県	3,292	3,438	0	0	336	117	0	0	0.102	0.034	0.000	0.000						
30	和歌山県	539	1,611	0	0	38	43	0	0	0.071	0.027	0.000	0.000						
31	鳥取県	14,267	22,118	0	37,466	1,216	832	0	0	0.085	0.038	0.000	0.000						
32	島根県	19,720	39,787	2,384	22,729	1,240	947	0	3,272	0.063	0.024	0.000	0.144						
33	岡山県	30,797	24,823	0	0	2,380	718	0	0	0.077	0.029	0.000	0.000						
34	広島県	13,743	26,888	3,326	29,859	931	413	180	7,601	0.068	0.015	0.054	0.255						
35	山口県	3,372	18,739	1,352	8,782	292	458	0	3,686	0.081	0.023	0.000	0.162						
36	徳島県	4,087	11,808	0	0	357	150	0	1,334	0.085	0.028	0.000	0.114						
37	香川県	10,304	21,952	2,638	16,475	776	498	127	555	0.075	0.023	0.048	0.034						
38	愛媛県	8,562	11,683	3,074	59,064	759	351	172	7,546	0.089	0.030	0.056	0.128						
39	高知県	5,169	6,590	2,323	22,837	418	152	0	3,686	0.081	0.023	0.000	0.162						
40	福岡県	22,877	16,074	747	11,708	1,936	453	0	1,334	0.085	0.028	0.000	0.114						
41	佐賀県	4,412	61,121	0	0	493	1,675	0	0	0.112	0.027	0.000	0.000						
42	長崎県	11,685	95,960	7,101	121,587	1,160	2,843	497	14,801	0.099	0.030	0.070	0.122						
43	熊本県	48,391	110,318	591	3,475	4,098	3,533	0	11,164	0.085	0.032	0.000	0.000						
44	大分県	11,456	57,336	5,325	50,095	1,022	1,526	0	1,644	0.089	0.027	0.000	0.223						
45	宮崎県	20,336	286,747	36,587	288,698	1,725	6,477	889	23,920	0.085	0.023	0.024	0.089						
46	鹿児島県	14,630	376,860	2,055	80,988	1,965	10,718	96	14,524	0.093	0.028	0.047	0.179						
47	沖縄県	2,694	86,495	4,465	0	312	2,725	343	0	0.116	0.032	0.076	0.000						
	全国	2,181,980	2,253,687	214,317	2,103,108	148,001	62,930	4,568	195,640	0.069	0.028	0.021	0.063						

表一 資・Ⅲ・4 都道府県別動物の死体の原単位 (平成29年度実績値)

No.	都道府県名	動物の死体の原単位 (t/頭)										畜種別動物の死体(t/年)					動物の死体 (t/年)
		乳用牛					肉用牛					死体の原単位×頭数					
		構乳牛	乾乳牛	未経牛	2歳未満	2歳未満	乳用種	2歳未満	2歳以上	繁殖豚	肥育豚	子豚	乳用牛	肉用牛	豚豚	肉豚	
1	北海道	0.0417	0.039	0.017	0.017	0.018	0.006	0.004	0.001	0.001	0.001	24,738	9,151	248	3,207	37,444	
2	青森県	0.0375	0.035	0.016	0.016	0.005	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	350	275	0	0	624	
3	岩手県	0.0400	0.037	0.017	0.017	0.013	0.009	0.016	0.001	0.001	0.000	1,267	1,122	22	246	2,656	
4	宮城県	0.0490	0.045	0.020	0.020	0.013	0.008	0.015	0.000	0.001	0.000	755	948	3	116	1,822	
5	秋田県	0.0396	0.037	0.016	0.016	0.012	0.008	0.014	0.000	0.001	0.000	143	204	1	123	471	
6	山形県	0.0712	0.066	0.030	0.030	0.016	0.010	0.013	0.002	0.001	0.001	657	508	186	327	1,679	
7	福島県	0.0537	0.050	0.022	0.022	0.011	0.007	0.013	0.000	0.000	0.000	545	475	0	0	1,019	
8	茨城県	0.0358	0.033	0.015	0.015	0.009	0.006	0.011	0.003	0.001	0.001	728	412	36	1,319	2,495	
9	栃木県	0.0680	0.064	0.029	0.029	0.013	0.008	0.015	0.001	0.000	0.000	1,033	311	20	662	4,008	
10	群馬県	0.0365	0.034	0.015	0.015	0.006	0.004	0.007	0.001	0.001	0.000	2,986	1,001	29	862	2,036	
11	埼玉県	0.0587	0.054	0.024	0.024	0.019	0.012	0.022	0.017	0.004	0.004	441	306	125	1,292	2,163	
12	千葉県	0.0427	0.039	0.018	0.018	0.013	0.008	0.015	0.008	0.003	0.003	1,089	499	429	6,113	8,130	
13	東京都	0.0608	0.056	0.025	0.025	0.009	0.006	0.011	0.000	0.000	0.000	77	5	0	0	81	
14	神奈川県	0.0536	0.049	0.022	0.022	0.015	0.010	0.017	0.007	0.002	0.002	264	62	43	428	798	
15	新潟県	0.0462	0.043	0.019	0.019	0.015	0.009	0.017	0.000	0.005	0.001	270	165	6	779	1,220	
16	富山県	0.0545	0.050	0.023	0.023	0.016	0.010	0.019	0.000	0.000	0.000	95	51	0	0	145	
17	石川県	0.0516	0.048	0.021	0.021	0.014	0.009	0.017	0.000	0.000	0.000	145	38	0	0	180	
18	福井県	0.0735	0.068	0.031	0.031	0.008	0.005	0.009	0.012	0.000	0.000	64	19	3	0	85	
19	山梨県	0.0489	0.045	0.020	0.020	0.014	0.009	0.016	0.000	0.000	0.000	137	69	0	0	206	
20	長野県	0.0530	0.049	0.022	0.022	0.009	0.006	0.011	0.015	0.000	0.000	670	176	112	0	958	
21	岐阜県	0.0469	0.043	0.019	0.019	0.012	0.008	0.014	0.000	0.002	0.000	228	319	1	166	715	
22	静岡県	0.0525	0.048	0.022	0.022	0.009	0.006	0.011	0.001	0.001	0.000	602	172	11	47	832	
23	愛知県	0.0642	0.059	0.027	0.027	0.011	0.007	0.013	0.007	0.000	0.000	1,361	456	214	0	2,031	
24	三重県	0.0458	0.042	0.019	0.019	0.010	0.006	0.012	0.000	0.000	0.000	263	235	0	0	498	
25	滋賀県	0.0237	0.022	0.010	0.010	0.006	0.004	0.007	0.000	0.002	0.007	55	102	0	78	234	
26	京都府	0.0807	0.074	0.034	0.034	0.007	0.005	0.008	0.000	0.000	0.000	259	38	0	0	295	
27	大阪府	0.0580	0.054	0.024	0.024	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	68	0	0	0	68	
28	兵庫県	0.0668	0.062	0.028	0.028	0.017	0.011	0.019	0.009	0.003	0.001	747	761	12	51	1,571	
29	奈良県	0.0663	0.061	0.028	0.028	0.016	0.010	0.019	0.000	0.000	0.000	191	55	0	0	245	
30	和歌山県	0.0458	0.042	0.019	0.019	0.013	0.008	0.015	0.000	0.000	0.000	26	27	0	0	53	
31	鳥取県	0.0554	0.051	0.023	0.023	0.018	0.011	0.021	0.000	0.000	0.000	355	299	0	0	654	
32	島根県	0.0412	0.038	0.017	0.017	0.011	0.007	0.013	0.000	0.010	0.002	346	300	0	373	1,020	
33	岡山県	0.0502	0.046	0.021	0.021	0.014	0.009	0.016	0.000	0.000	0.000	665	430	0	0	1,095	
34	広島県	0.0440	0.041	0.018	0.018	0.007	0.005	0.008	0.012	0.018	0.004	291	161	108	1,657	2,217	
35	山口県	0.0563	0.052	0.023	0.023	0.012	0.007	0.013	0.000	0.000	0.000	131	149	0	0	280	
36	徳島県	0.0568	0.052	0.024	0.024	0.006	0.004	0.007	0.000	0.000	0.000	223	126	0	0	349	
37	香川県	0.0490	0.045	0.020	0.020	0.011	0.007	0.012	0.011	0.002	0.001	206	198	41	73	517	
38	愛媛県	0.0576	0.053	0.024	0.024	0.014	0.009	0.013	0.009	0.002	0.002	244	140	217	1,479	2,079	
39	高知県	0.0526	0.049	0.022	0.022	0.011	0.007	0.013	0.000	0.011	0.003	153	54	0	254	461	
40	福岡県	0.0550	0.051	0.023	0.023	0.013	0.008	0.016	0.000	0.008	0.002	573	263	0	556	1,392	
41	佐賀県	0.0726	0.067	0.030	0.030	0.013	0.008	0.015	0.000	0.000	0.000	148	555	0	0	703	
42	長崎県	0.0648	0.060	0.027	0.027	0.014	0.009	0.016	0.016	0.009	0.002	432	997	274	1,406	3,110	
43	熊本県	0.0550	0.051	0.023	0.023	0.015	0.010	0.018	0.000	0.000	0.000	1,919	1,735	0	0	3,654	
44	大分県	0.0580	0.054	0.024	0.024	0.013	0.008	0.015	0.000	0.004	0.004	573	569	0	1,919	3,061	
45	鹿児島県	0.0551	0.051	0.023	0.023	0.011	0.007	0.012	0.005	0.006	0.001	422	2,313	424	4,323	7,681	
46	鹿児島県	0.0606	0.056	0.025	0.025	0.014	0.009	0.016	0.011	0.003	0.003	733	3,918	1,272	12,822	18,745	
47	沖縄県	0.0753	0.069	0.031	0.031	0.015	0.009	0.017	0.017	0.000	0.000	267	1,061	414	0	1,742	
	全国	0.0451	0.042	0.019	0.019	0.013	0.008	0.015	0.005	0.007	0.002	48,133	31,223	4,251	39,916	123,523	

IV. 下水污泥資料

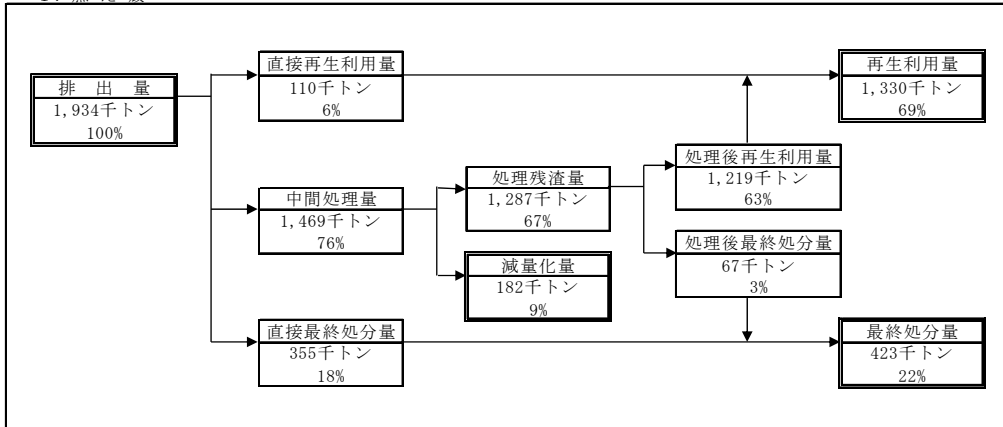
表一資・Ⅳ 都道府県別濃縮汚泥量（平成29年度実績値）

(単位:m3/年)

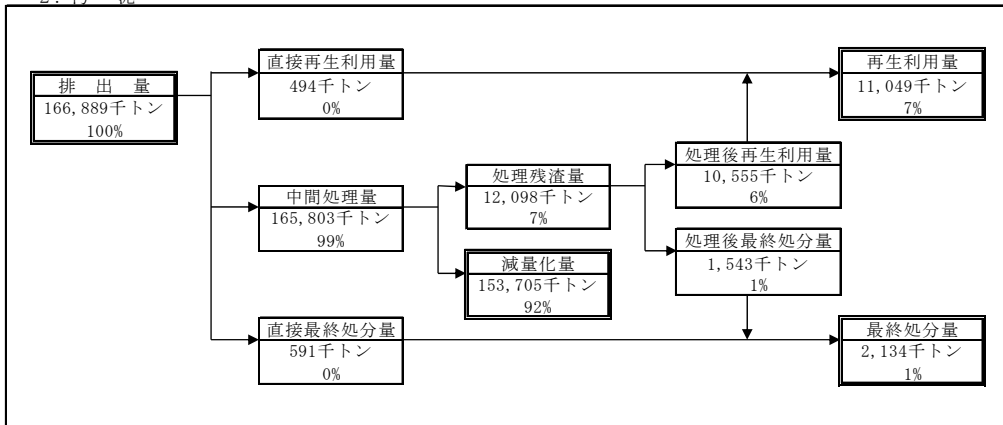
No.	都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1	北海道	4,413,490	4,396,355	4,304,520	4,301,168	4,349,727	4,479,715	4,264,945	4,413,075	4,365,998	4,400,374
2	青森県	553,051	533,688	509,442	533,370	545,603	563,700	549,482	534,204	589,745	581,714
3	岩手県	529,763	516,172	480,127	442,880	476,155	459,304	430,281	447,695	434,462	428,238
4	宮城県	1,437,144	1,494,379	1,379,417	724,262	1,117,127	1,154,105	1,260,660	1,450,793	1,528,760	1,522,821
5	秋田県	318,782	365,224	341,912	339,069	333,376	334,813	344,126	351,508	353,943	352,925
6	山形県	602,391	626,009	596,801	556,842	553,219	567,124	555,338	669,594	674,924	662,262
7	福島県	800,431	808,319	736,698	745,284	811,030	841,748	852,208	857,781	863,614	907,898
8	茨城県	1,500,586	1,453,988	1,440,392	1,442,047	1,423,653	1,577,098	1,514,728	1,612,694	1,686,391	1,695,339
9	栃木県	1,119,157	995,352	901,091	883,382	860,653	909,957	921,785	943,076	954,640	959,393
10	群馬県	898,945	1,015,570	992,033	968,034	986,063	964,246	1,023,725	961,966	1,066,163	1,030,021
11	埼玉県	3,714,442	3,978,936	4,026,552	4,360,671	4,142,274	4,278,587	2,955,260	3,288,192	3,306,837	2,981,037
12	千葉県	3,412,845	3,358,617	3,384,808	3,308,685	3,325,815	3,439,296	3,353,648	3,467,774	3,495,156	3,493,177
13	東京都	12,340,902	11,899,285	11,402,100	11,664,932	11,904,792	11,689,573	14,318,944	12,787,581	11,944,094	13,142,493
14	神奈川県	5,279,053	5,170,520	5,231,734	5,213,075	5,075,123	5,092,678	5,082,087	5,074,630	5,079,228	5,017,302
15	新潟県	1,283,252	1,275,397	1,198,623	1,249,505	1,239,470	1,197,185	1,203,779	1,289,258	1,332,433	1,307,929
16	富山県	678,568	534,831	712,863	725,559	622,194	590,717	628,953	670,282	663,974	623,440
17	石川県	736,388	743,860	765,938	786,194	778,855	780,192	812,445	783,761	799,942	805,437
18	福井県	519,145	476,457	529,092	535,941	521,526	531,758	546,078	508,501	683,868	612,966
19	山梨県	347,849	357,178	362,666	391,275	390,933	395,638	410,551	444,073	452,492	463,189
20	長野県	1,536,829	1,560,043	1,258,833	1,282,601	1,303,059	1,635,798	1,610,802	1,375,744	1,384,038	1,531,503
21	岐阜県	1,188,426	1,241,678	1,235,984	1,170,554	1,121,516	1,229,732	1,139,695	1,172,208	1,192,727	1,164,876
22	静岡県	1,669,019	1,776,753	1,801,744	1,779,578	1,846,057	1,799,153	1,778,085	1,649,335	1,819,739	1,742,745
23	愛知県	6,108,843	5,493,271	5,869,974	6,337,115	7,274,099	7,276,915	6,829,147	7,182,043	6,568,841	7,239,948
24	三重県	674,014	646,848	580,490	595,011	598,093	655,510	623,561	646,409	826,480	770,256
25	滋賀県	902,388	861,025	874,020	905,797	878,985	925,416	932,465	957,464	1,023,635	1,014,777
26	京都府	2,095,026	2,049,180	2,209,657	2,199,928	2,467,434	2,153,460	2,058,917	1,972,108	1,969,303	1,920,799
27	大阪府	5,763,911	5,591,463	5,991,162	5,872,863	5,734,253	5,733,229	5,805,620	5,915,136	5,931,878	5,851,743
28	兵庫県	3,503,576	3,469,123	3,049,274	3,055,270	3,053,184	3,204,550	3,170,113	3,737,538	3,174,317	3,471,548
29	奈良県	593,992	575,785	587,347	589,382	609,184	607,722	619,783	626,083	658,961	656,758
30	和歌山県	150,028	155,337	152,598	149,756	176,286	174,763	178,247	187,478	178,711	193,369
31	鳥取県	246,677	405,279	240,502	234,652	250,590	323,166	260,639	430,515	490,501	483,191
32	島根県	204,421	234,637	188,764	380,680	207,793	199,179	197,942	235,688	221,581	204,320
33	岡山県	920,080	895,949	1,028,550	1,037,379	947,033	980,297	985,495	993,469	1,028,339	992,939
34	広島県	1,733,737	1,663,622	1,697,677	1,720,719	1,839,148	1,915,678	1,854,563	1,935,828	1,930,501	2,005,459
35	山口県	781,084	829,578	778,121	763,330	778,764	768,625	773,343	769,116	879,144	831,380
36	徳島県	59,565	117,879	61,761	120,120	113,417	98,816	96,392	93,390	91,991	99,442
37	香川県	318,792	297,604	303,622	293,672	294,442	311,340	315,779	318,106	299,080	313,232
38	愛媛県	602,638	595,555	567,835	551,535	563,538	580,709	591,630	598,101	627,294	625,749
39	高知県	260,442	433,924	47,813	45,582	40,257	44,686	43,660	42,732	42,239	41,135
40	福岡県	3,558,389	3,442,649	2,599,003	2,343,405	2,369,262	2,438,651	2,555,822	2,584,824	2,661,658	2,629,999
41	佐賀県	247,024	226,131	551,987	481,177	372,541	322,896	462,119	285,006	285,449	236,971
42	長崎県	645,945	703,578	641,616	677,539	695,791	662,114	642,063	640,603	656,988	647,890
43	熊本県	799,336	800,125	795,876	747,581	788,711	811,294	823,038	801,528	765,245	797,658
44	大分県	438,818	441,915	470,762	466,737	477,504	469,272	463,724	449,592	455,426	451,277
45	宮崎県	433,522	408,988	470,446	399,288	379,038	371,006	375,151	385,277	397,008	360,713
46	鹿児島県	571,544	514,234	499,828	519,980	505,663	509,544	536,844	600,556	639,243	631,748
47	沖縄県	750,430	756,662	859,592	894,334	902,621	909,377	943,187	925,126	964,696	973,771
	合計	77,244,680	76,188,949	74,711,642	74,787,741	76,045,849	76,960,335	77,696,848	78,067,442	77,441,679	78,873,150

V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー

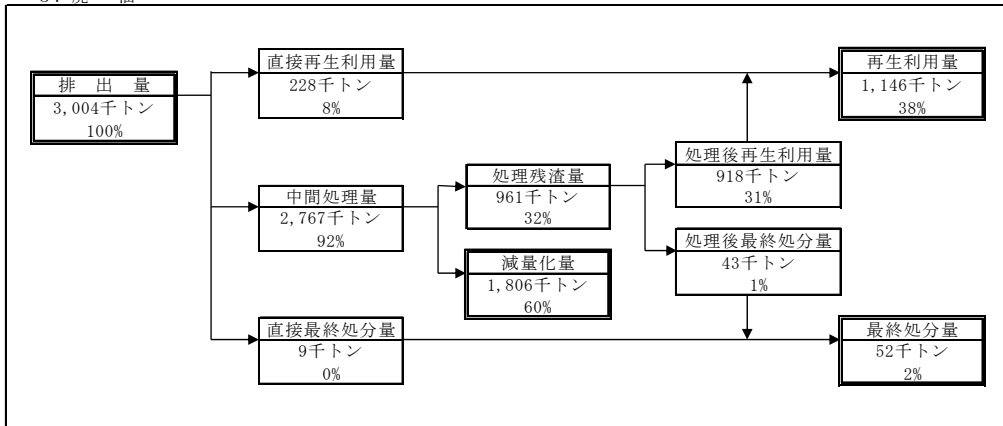
1. 燃え殻



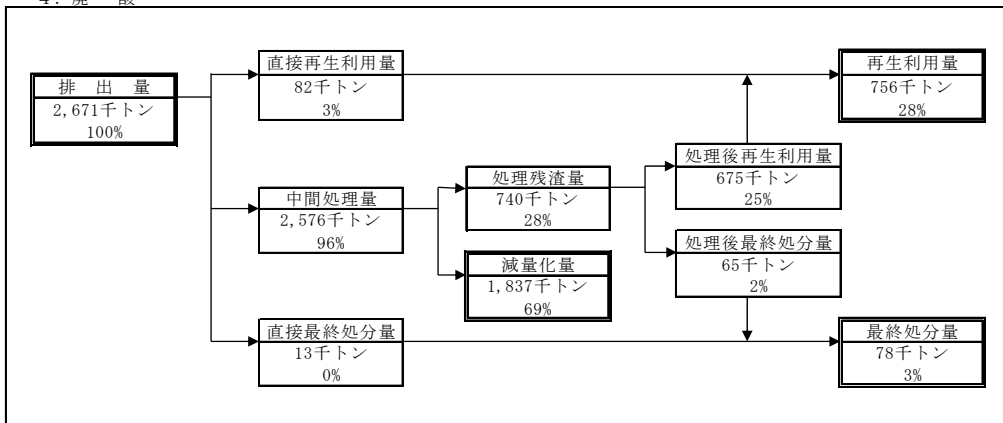
2. 汚泥



3. 廃油

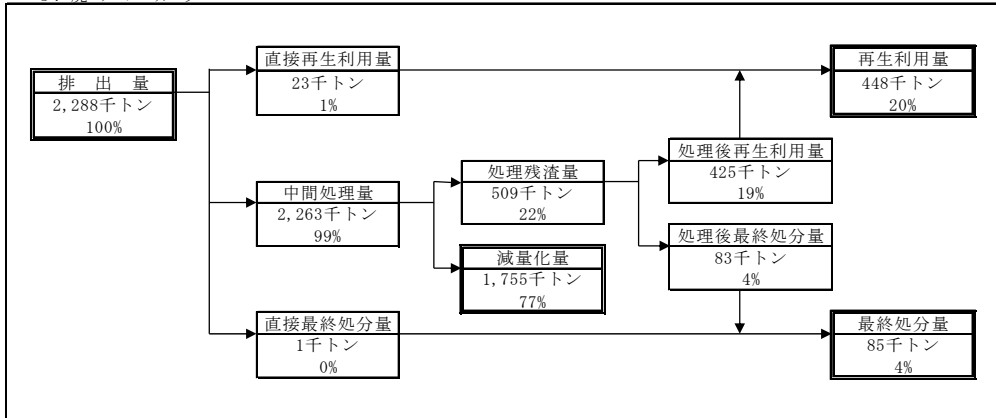


4. 廃酸

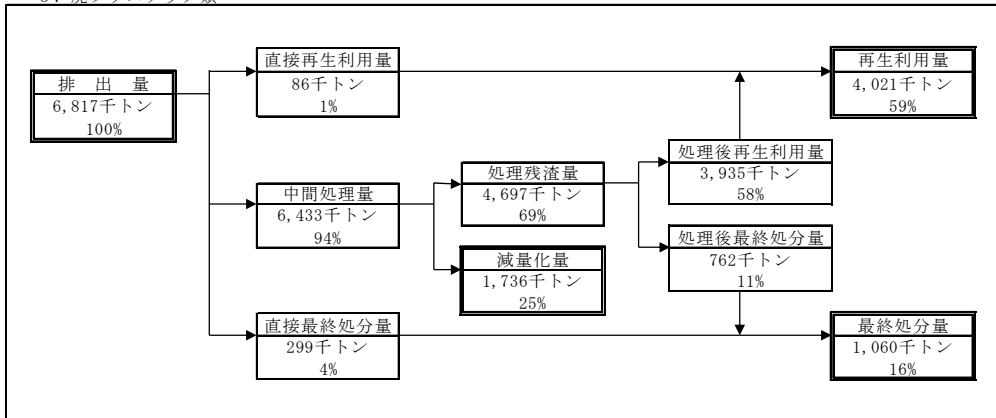


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

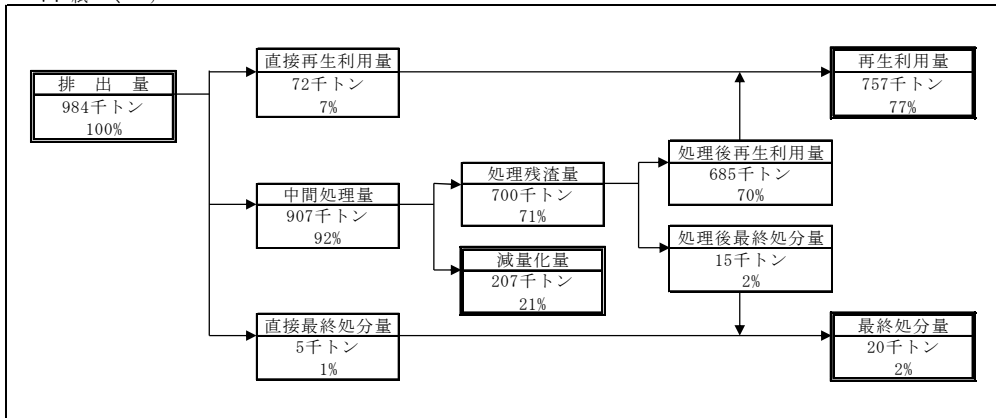
5. 廃アルカリ



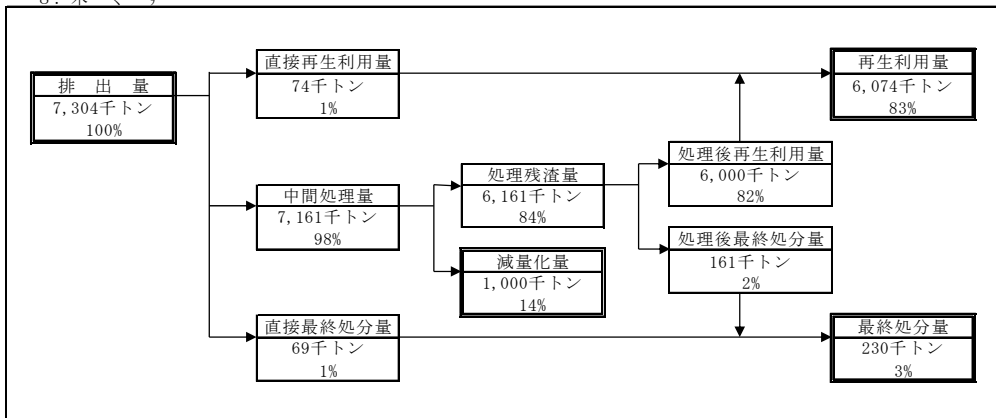
6. 廃プラスチック類



7. 紙くず

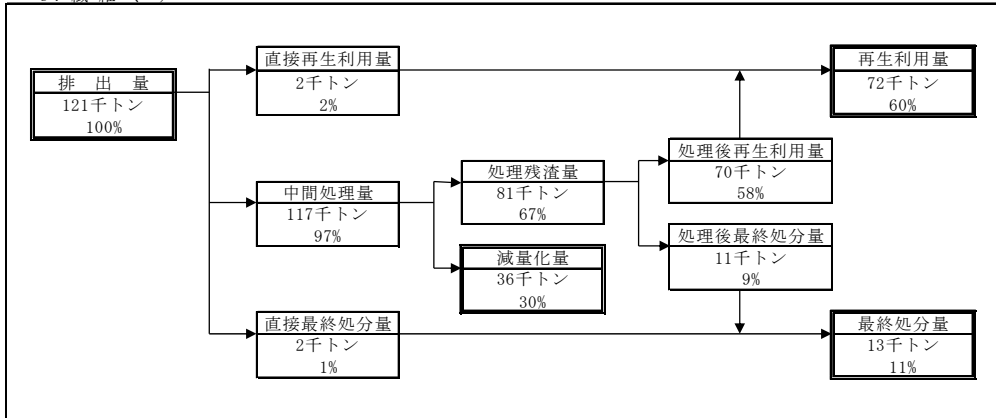


8. 木くず

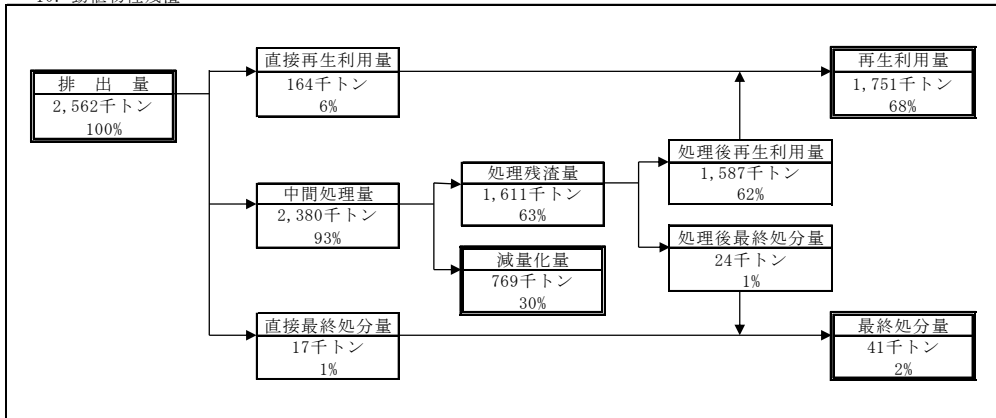


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

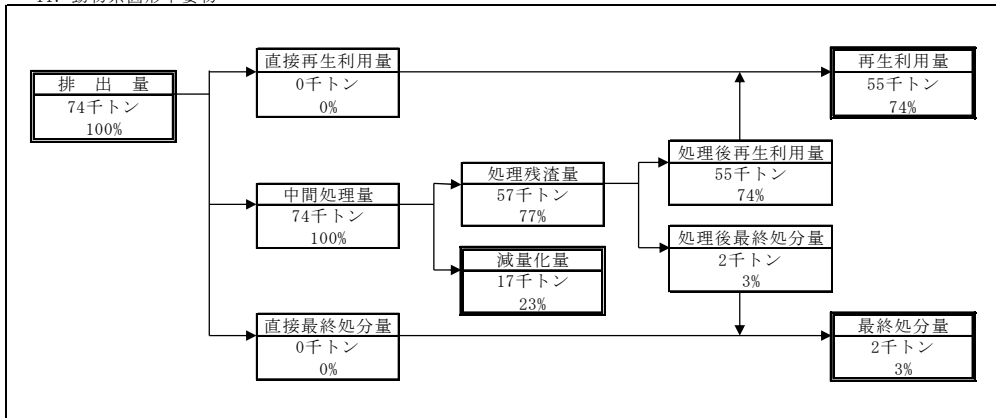
9. 繊維くず



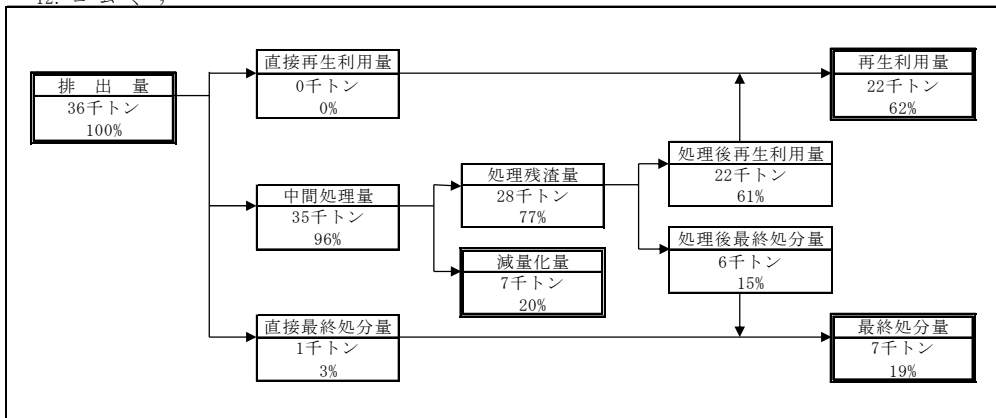
10. 動植物性残渣



11. 動物系固形不要物

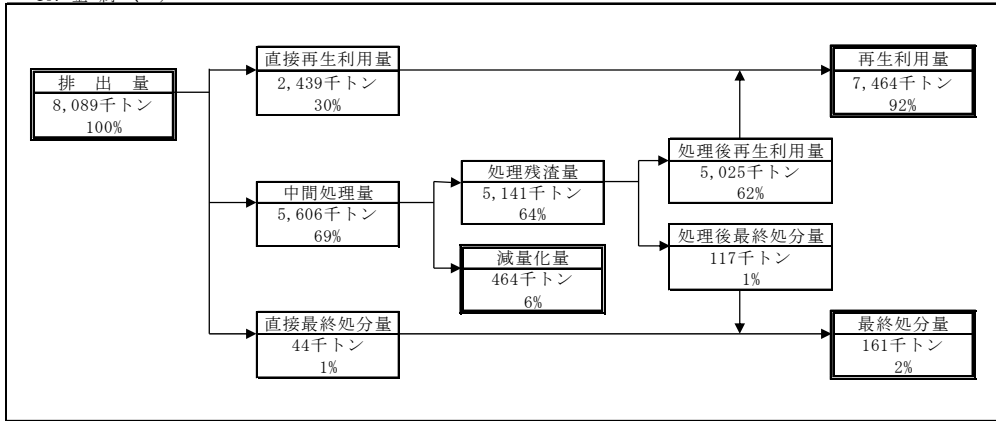


12. ゴムくず

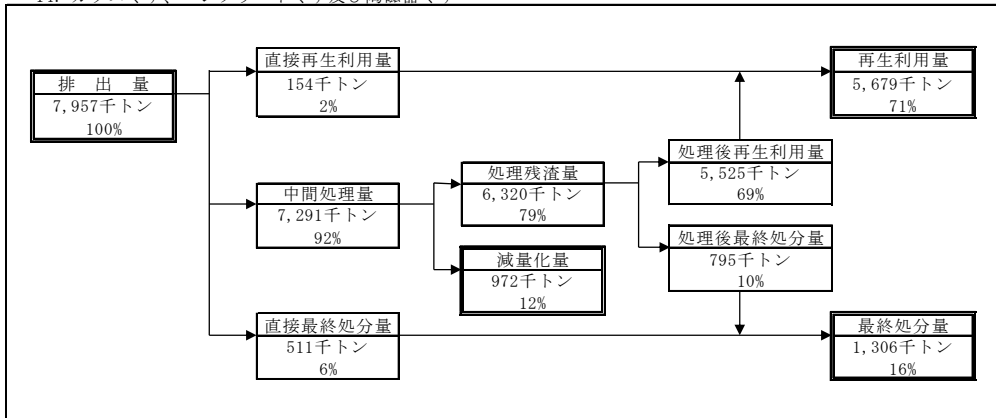


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

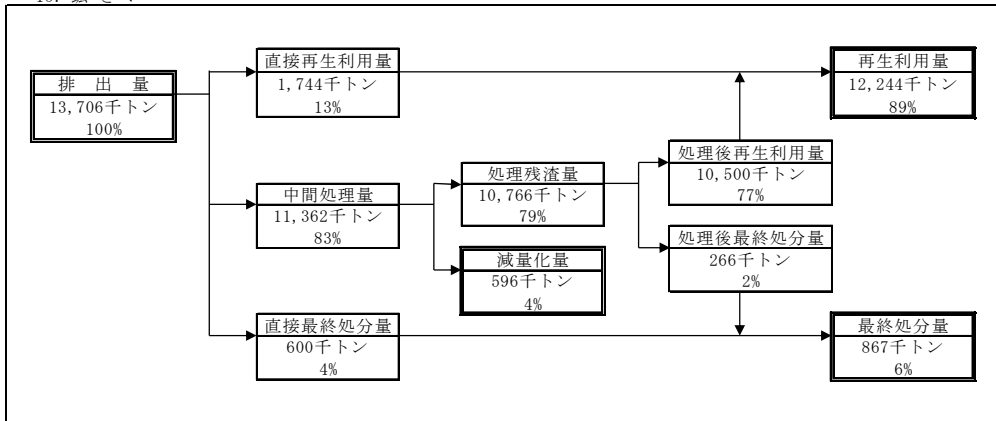
13. 金属くず



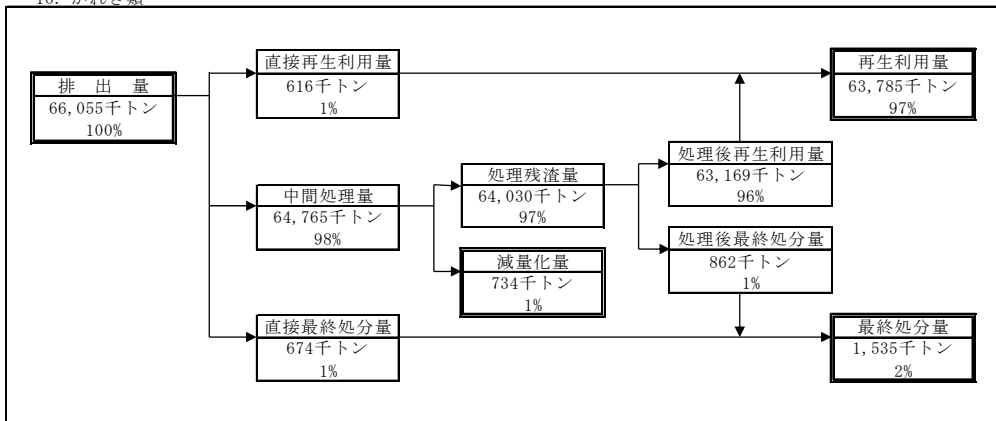
14. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず



15. 鋳さい

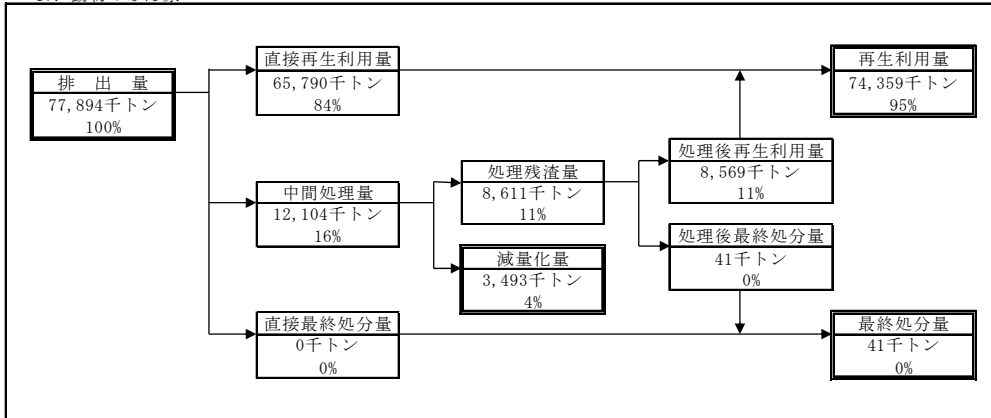


16. がれき類

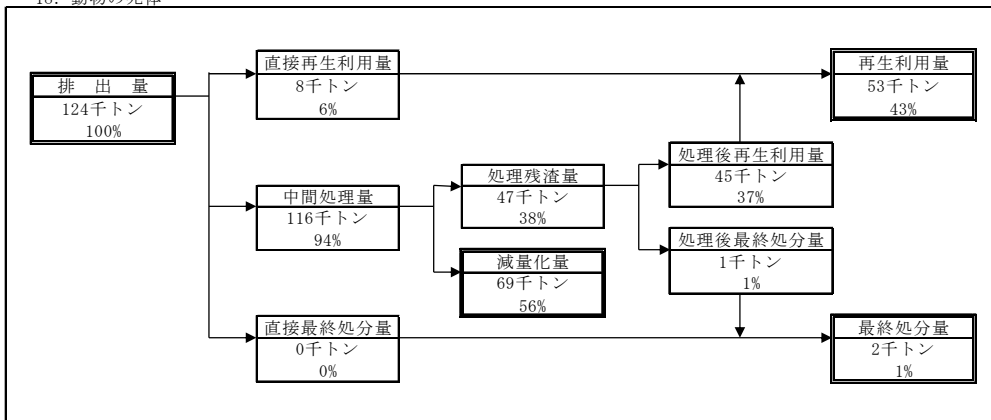


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

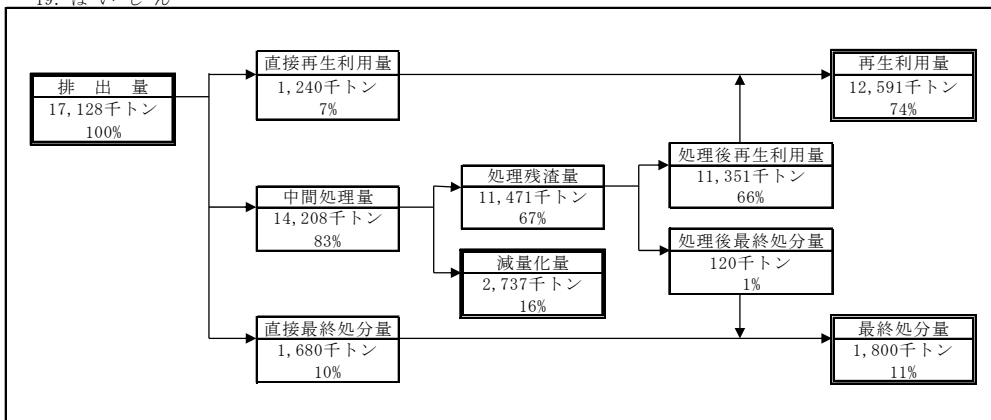
17. 動物のふん尿



18. 動物の死体



19. ばいじん



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。